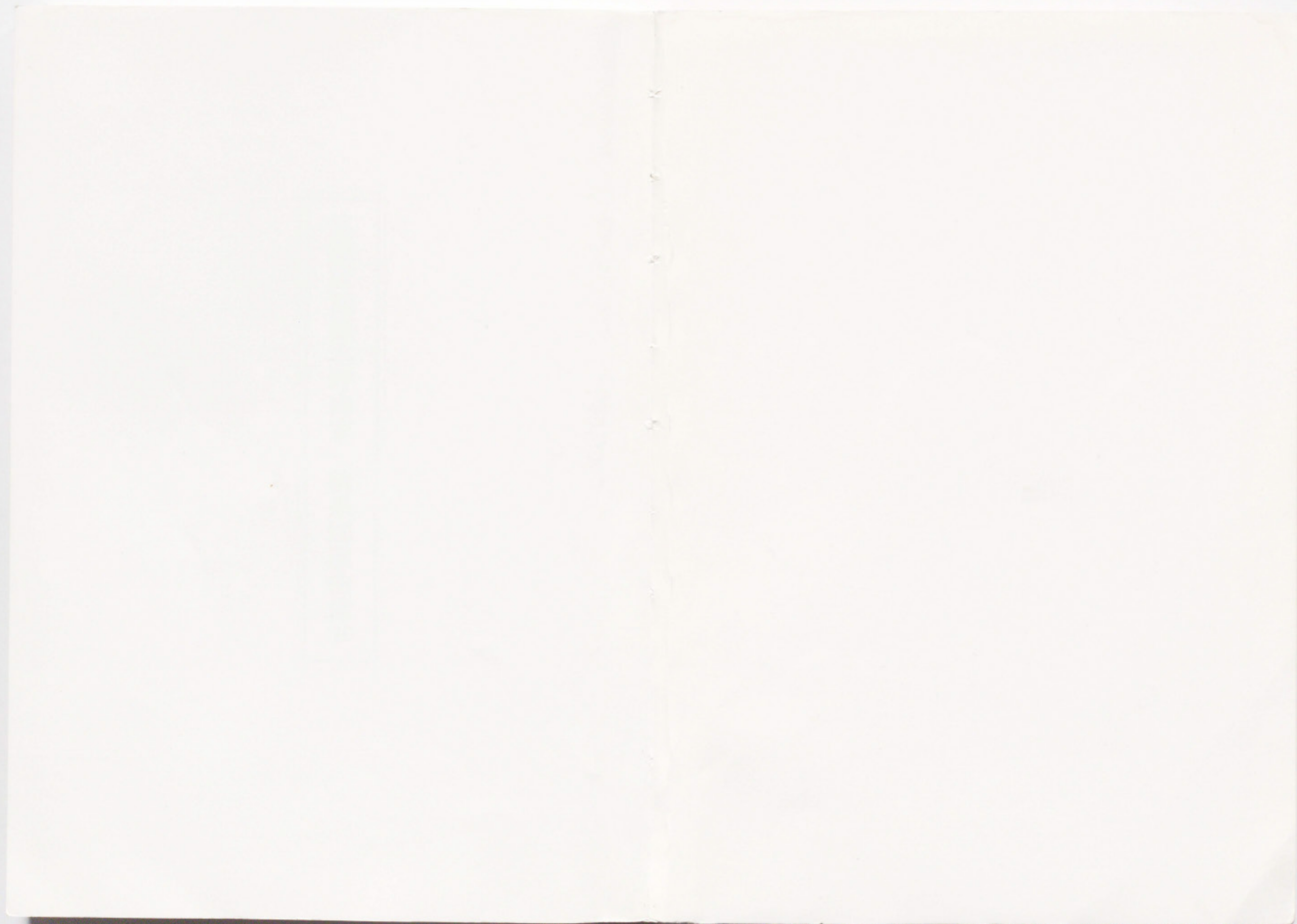


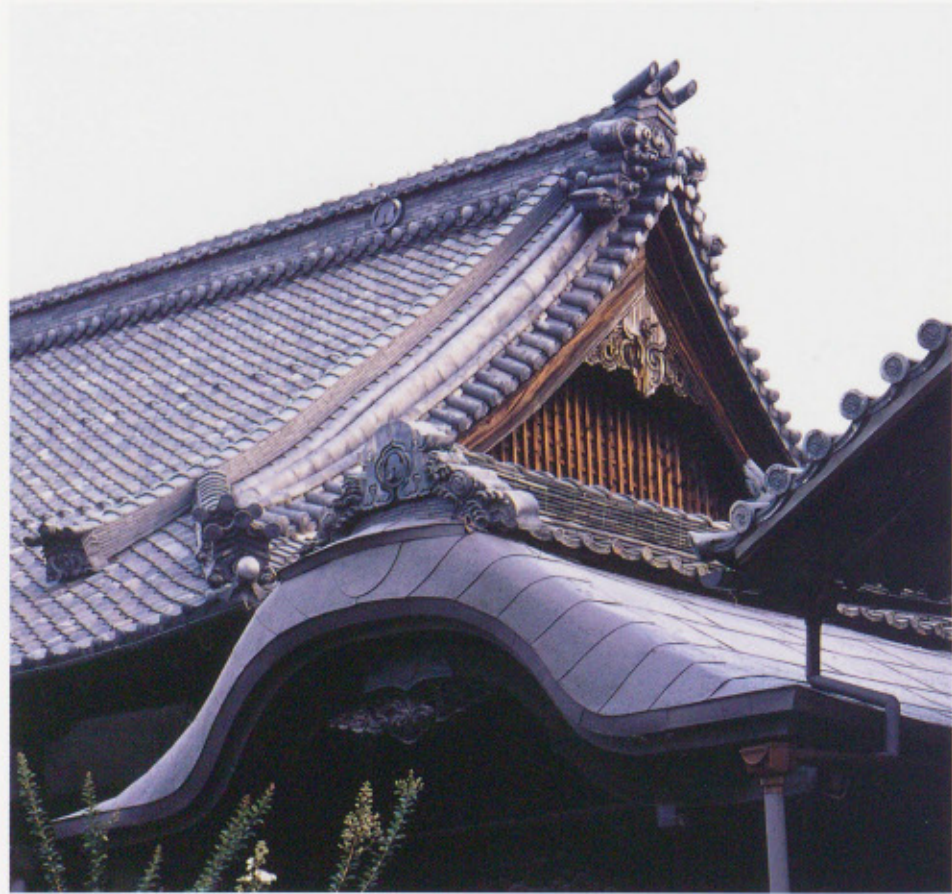
平成九年三月
各務原市資料調査報告書第二十一号

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(五)

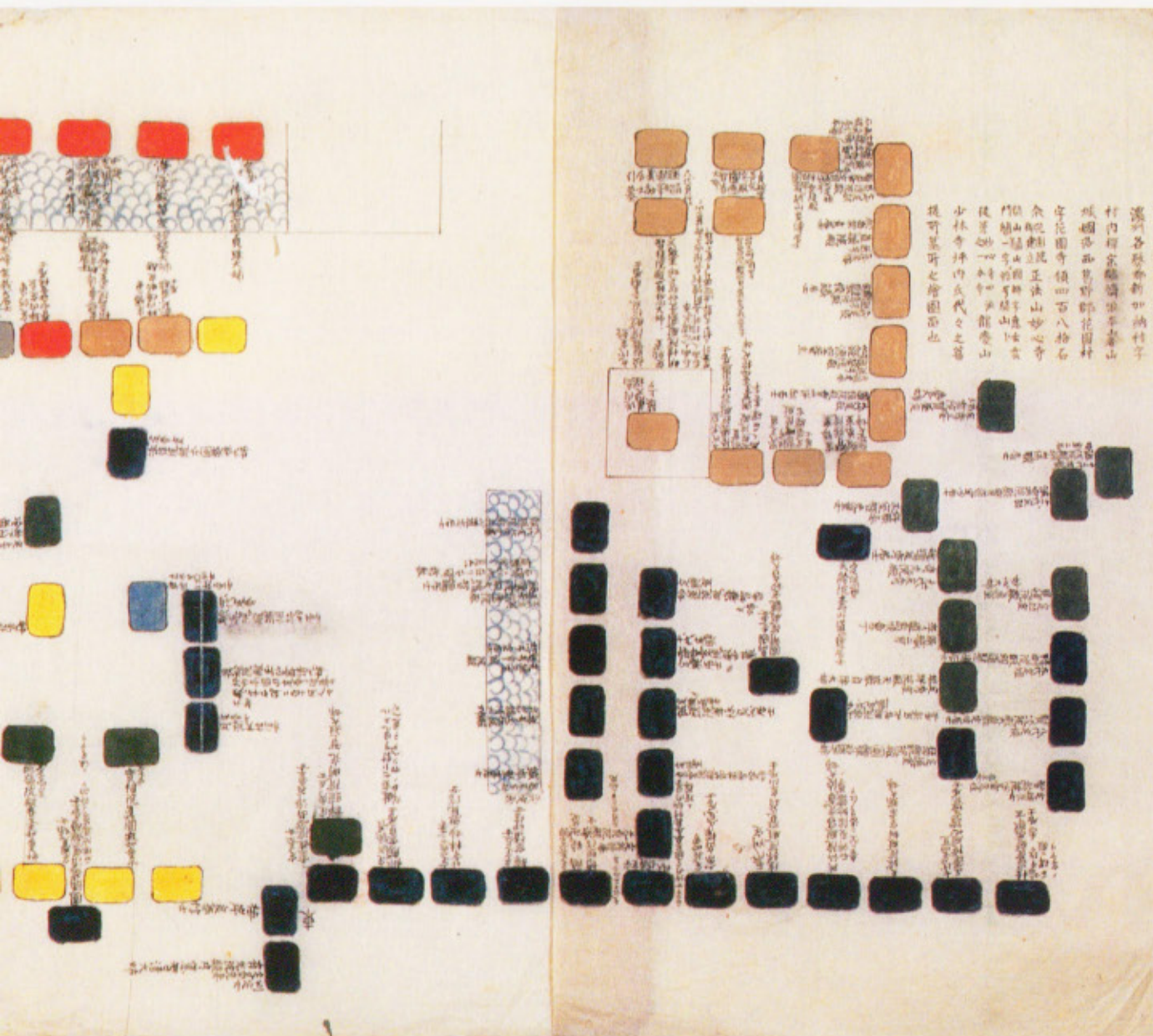
各務原市歴史民俗資料館



富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(五)



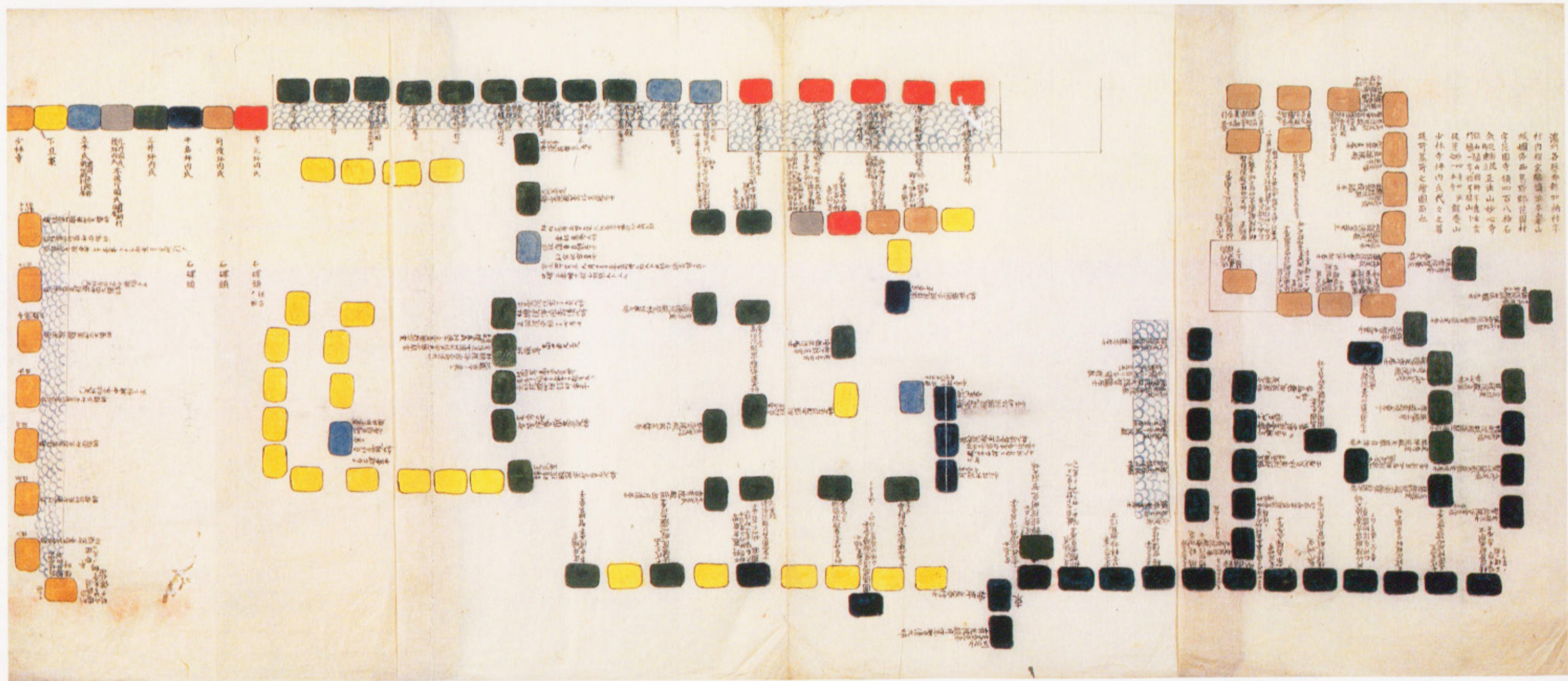
口絵1 旗本坪内家菩提所少林寺本堂 (各務原市)



新墓所之絵図面 (年代未詳)



口絵2 旗本坪内家墓所 (各務原市少林寺)



口絵3 少林寺坪内氏代々之菩提所墓所之絵図面 (年代未詳)

旗本研究の有効資料として

松田之利岐阜大学地域科学部長様をはじめ 関係各位のご支援と協力で、『富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒』全五巻の復刻が完了いたしました。皆様のご労苦に対して、心からお礼申し上げます。

私がかねがね各務原市に、全国の研究家が注目するような史料はないかと考えておりました。市民文化を図る尺度は、過去の歴史文化に触発され、郷土に対する誇りと将来への憧れの強弱によって決まると考えていたからです。しかし、貴重な史料はあっても体系的に整った史料が発掘されず、残念に思っていました。

この度、「全国的にも珍しい……比較的わかる史料が残されていることなどから、各務原市域の研究だけでなく広く旗本研究にとっても格好の対象である……」と、指摘される坪内氏の関係史料の存在が明らかになり、何かほっとさせるものがあります。

この指摘は、各務原市域が城下町でなく、少数の旗本と農村から発達した在町によって成り立っていたことを、歴史研究の表舞台に引き出す有力な示唆であると思えるからです。

中でも、歴史研究として、現在まであまり深まりのない旗本研究が、各務原市の坪内氏関係史料によって進めば、新たな歴史の発掘になるのではないかと期待されるからです。特に、「旗本は在地に居住していたり、在地から任命した用人や地代官に大きく依存していたためか、有力農民の経営や村運営と密着したところや類似な点が少なくなかった。つまり村政と旗本支配との境界がいまいに見えるところが多いのである。在地領主というものは、こういうものではなかったかと思わせるところがあると言ってもよい。」と指摘された部分は、江戸時代の庶民史を研究する上からも、また、江戸時代の暮らしを再認する上からも、優れた史料といえることができるのではないのでしょうか。

近ごろ、江戸の体制を見直そうという風潮があります。特に、村の組織や生活様式と規律、郷土意識の視点から見直そうという動きは、東京を中心に始まっています。この動きは、小旗本史料を多くもつ各務原市にとって、絶好の機会であり、僅かに残された民間伝承と共に、有力な研究地になる可能性をもっています。

市民の皆様にも、この機会を利用して、宿場町・中仙道の町・航空宇宙都市の研究を基盤にして、江戸時代のわが街を見直した
ら如何かと、お勧めする次第です。

この復刻本が歴史研究者だけでなく、市民一般にご活用いただけますことをご期待申しあげて、発刊のご挨拶にします。

平成九年吉日

各務原市教育委員会

教育長 浅野弘光

凡例

- 一 本報告書は原史料名「鷗富樫庶流坪内家一統系図並由緒」を影印復刻したものである。
- 一 原史料は「内分寄合」旗本坪内家(宗家家元)の内分分知であった三家のひとつ、平島の坪内家十二代目の坪内高國が編集したものである。
- 一 坪内高國は旗本坪内家の宗家(新加納坪内)九代目左京定儀(病弱により廃嫡)の三男で、坪内佐左衛門定通の養子になった。
- 一 この史料は、昭和十九年戦災を免れるため、坪内高國の孫、定國の妻フミ子が当時の住職川村景州師に保管を依頼し、少林寺へ奉納したものである。
- 一 史料の所蔵者は各務原市那加新加納町二一〇四番地の少林寺である。
- 一 史料は各務原市指定文化財(典籍、昭和四三年指定)に指定されている。
- 一 原史料は九分冊からなるが、今回はその内の第七分冊の途中から最後まで部分を影印復刻した。
- 一 史料を影印復刻したのは、貴重な歴史遺産の消失の危険を避けるためと、楷書体で書かれているため活字翻刻の必要性がないこと、活字化による誤植を避けるためである。
- 一 朱書および朱印等の部分は、写真の枠外に(朱書)および(朱印)などと活字で表記した。
- 一 本報告書には近世関係の解説文をつけた。
- 一 解説文は岐阜大学地域科学部長松田之利氏に依頼した。
- 一 影印復刻文および解説文の中で、歴史的用語として史料中に表現される身分差別にかかわる用語や侮辱言葉をそのまま収録した部分がある。これは歴史の史料集としての使命を全うするとともに、封建支配の事実を正しく理解し、歴史的身分制度を学び、真の民主主義達成のための礎とすることを希求したからである。
- 一 口絵3の絵図は、坪内長三郎氏が歴史民俗資料館に寄贈されたものである。また、口絵1・2の写真撮影は、藤田一郎氏にご協力いただいた。
- 一 写真図版および校正等は、各務原市歴史民俗資料館の小林重樹・加藤博通・坪内廣清・吉田久枝・永井康子・佐伯晴美が担当した。

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(五)

目次

口 序 凡 目
繪 例 次

史料解説(旗本坪内氏とその一族)……………一
影印史料(富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒)……………一五

編集後記

史料解説

旗本坪内氏とその一族

岐阜大学地域科学部長

松田之利

はじめに

各務原地域の近世の領主のひとり旗本坪内氏は、関ヶ原の戦い以前にこの地域を本拠とする在地領主であった時期があり、その点が他の旗本徳山氏や尾張藩徳川氏などは違っていた。また坪内氏は幕府に独立した一家として認められた二つの分家と、公的には一家（宗家）であるが、そのなかに幕府も認める三つの分家を含む宗家とが各務原地域に所領を持つという全国的にも珍しい旗本一族であり、さらにそうしたことが比較的わかる史料が残されていることなどから、各務原地域の研究だけでなく広く旗本研究にとっても格好の対象であると考えられる。

こうした点を考慮して各務原市は『各務原市史』の史料編とは別に、『各務原市資料調査報告書』として坪内氏関係史料を逐次復刻してきた。すでに『富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(一)』『同(四)』、『前渡坪内氏御用部屋記録一』『同二』、『慶応二・三年兵賦出府日記』、『戊辰戦争軍中日記』の都合八冊に及んでいる。

一連の坪内氏関係史料の復刻は、今回の「平嶋村坪内氏中古以来記録並日記」「濃州羽栗郡平嶋村字本郷小字西崎住居坪内家年中行事」「少林寺墳墓之図」「平嶋村坪内家過去帳」「岐阜県下震災景況」「坪内氏六家領地絵図」の六点の復刻をもってひとまず完了することになった。そこでこれまで各刊の解説などで述べられてきたことも含めて、もう一度旗本研究の重要性や坪内氏研究の意義

などについて述べたいと思う。

各務原に限らず、美濃平野部の近世の領主に関する研究はかなり手薄である。その大きな理由は、加納藩や高富藩など藩の史料がほとんど残されていないからである。美濃最大の領主であった尾張藩についても藩政史を跡づけるまとまった史料は十分とはいえないのである。

しかし領主研究が十分でないのは、そうした史料のなさだけではない。例えば大垣藩については『座右秘鑑』のような藩法集があるにもかかわらず、それほど利用されてはいないし、旗本の領地の年貢徴収や日常的な運営（支配）にかかわった「地代官」とか「用人」とか呼ばれている豪農・商の記録はそれなりに存在しているが、それらの分析もほとんど手つかずの状態であるといえる。つまり領主研究の不人気は、史料的制約よりは関心のなさによるものと考えられる。

それはこの地域だけの現象ではない。藩政史研究は幕末維新史に登場する西南雄藩やそれと対立関係にあったいわゆる佐幕派の藩などについての研究は進んできたが、それ以外の、全国政治には目立って登場することのない、その意味での普通の藩についての研究は十分ではなかった。当該地域の藩も尾張藩以外はそうした普通の藩であったから、研究する意味（関心）を掴みかねて研

究が進まなかったものと思われる。現在は全国政治に目立って登場することのない藩研究もじよじよに進みつつあるが、研究への関心（視点）は必ずしも明確とはいえず、したがって当該地域の藩研究も依然として進んでいない。

しかし領主への関心の薄い理由はもうひとつあって、領主研究に与えている影響としてはこちらの方が問題である。

結論から先にいえば、私たちには城・城下町・藩を基準にして近世を考えるという傾向があり、それは歴史以外のものの考え方にも浸透しているといつてよい。もともとそのこと自体はとりたてて問題にすることではないのであるが、当該地域には城も城下町もない高富藩のような小藩や旗本などの小領主が多く、したがって地域住民も城や城下町とは関わりなしに生活してきたにもかかわらず、近世領主のイメージを城や城下町でとらえており、それが歴史以外の諸問題の考え方にも大きな影響を与えているという点が問題だと思ふのである。

近世の城下町の中心は城であり、城郭内に行政機関など重要な施設がそろっていたことはいまでもないが、その城跡に近代以降の都市も行政機関や公共施設の多くをつくっている。つまり重要な機関や施設がまとまって存在している都市の多くは近世の城下町の伝統を継承しているといえる。

それにひきかえ岐阜市や羽島市、各務原市などは、近世には城下町ではなく商工業者の町であったところや、旗本や尾張藩の有

力藩士の居所、あるいは農村から発展した在町であったところを基準にしている。商工業者の町にはもちろん、旗本などの拠点も旗本屋敷で数人の用人が事務（行政）をとるか、地元の有力農民が地代官として業務にあたっていたから、藩のようないくつもの行政機関が一区域にまとまって存在するといふようなことはなかった。したがって近代になって周辺地域と合併して都市が拡大していても、城跡のようなまとまった土地もなかったし、合併した周辺地域もかつて支配領域であったとは限らないから合併後もそれぞれに自立的な傾向があつて、それぞれに公的施設設置の要求が強いなどの理由から、都市の重要諸施設が一所まとまってつくられていないのである。岐阜市や各務原市などでは市役所や公民館などが散在しており、中心がない、まとまりがない、といわれるのもそのためだといえよう。

ところがそれをマイナスないし否定的に受け止めている地域住民が少なくない。それは都市には行政や重要な公共施設がまとまって存在している中心というものがあることが望ましいという考え方があからである。城下町が身近には存在しなかった地域で生れ育った人でもそう考えている人が多い。

その点は城についても同様である。城の再建はおろか元来そこには城がなかったのに、城をつくってしまう程に多くの人は城好き、城への憧れを抱いている。

こうした城下町の発想や城好きを批判するつもりはないが、そ

のような視点からだけ物事を捉らえてはならないと言いたいのである。というのも、それでは地域の実情を無視しかねないし、城や城下町重視の視点からは、城も城下町もなく陣屋や地代官の家が治政の役所であったような小領主や旗本の研究には興味を持たないから、いつまでたっても小領主研究が充実しないからである。

周知のように、美濃の平野部に本拠を置く藩は大垣・加納・高須・高富藩などがあつたが、大垣藩以外は城も城下町も小さいか持たない小藩であつた。美濃以外に本拠のある領主としては尾張藩があつたが、それ以外には幕府と旗本がおり、とくに旗本は平野部も含めて美濃国には幕末期には七〇家を越えていた。しかも藩や幕府、旗本の所領は複雑に入り組んでいた。こうした地域を非領国地域という概念で把握する考え方があつたが、このような非領国地域は美濃以外に、江戸を中心とする関東や畿内など各地に存在する。つまり近世の領主は多数の旗本など小領主を含めて構成されていたことを忘れてはならない。

ところでこうした小領主とは大名を小さくしただけの存在なのであろうか。行政機構も居所も大名のそれや城下町を小型化したようなものであつたのであろうか。これまでに刊行された坪内氏関係史料などを読むと、そうとはいえないように思う。

とくに旗本は在地に居住していたり、在地から任命した用人や地代官に大きく依存していたためか、有力農民の経営や村運営と密着したところや類似な点が少なくなつた。つまり村政と旗本

支配との境界があいまいに見えるところが多いのである。在地領主というものはこういうものではなかつたかと思わせるところがあるといつてもよい。

それは大名の統治機構のように整備されたものではないことを示すものだとつてしまえばそれまでであり、あるいは同じ領主といつても大名とは異質なもののだと割切ってしまうことも出来る。しかし、大名は給人ないし地方知行取りと称する知行地持ちの家臣を抱えていた。彼らは幕府に対しては陪臣であるという点が旗本との大きな違いであるが、知行地支配の仕方には共通するようなところがあるから小領主的な存在だといえる。そうであるとすれば、大名の支配体制と小領主のそれとは全くの別個のものだとはいえないし、前者に比べて後者の統治機構は未成熟だといつて片づけるわけにもいかない。印象論で恐縮であるが、構造的に整備されていた大名の支配体制よりは、豪農などの経営や村運営とどこかで交りのある小領主の支配体制の方が今日の自治体行政の在り方に影響を与えているような気がする。つまり小領主は庶民により身近な存在なのであつて、その意味でも小領主研究は重要だといふことが出来る。

二

近世の各務原市域には複数の領主の所領があつた。東部の鶴沼地域は尾張藩領であり、西部には旗本徳山氏と坪内氏、幕府直轄

領が主なものであつた。徳山氏は美濃の福井県境に位置する徳山村が以前には本拠地であつたから、各務原市域を本拠とする領主は坪内氏だけであつたといえる。

以上のような複数の小領主がなぜ存在していたのか、その理由を説明することはむずかしい。しかし旗本坪内氏を理解するためにも、ある程度考えておかななくてはならない。それにはまず、木曾・長良・掛妻の三川が網の目のようになって平野部を流れており、その網の目にかこまれた島や湊には、領主の支配も及びにくい。楽市。的性格をもつ湊(町)が幾つも存在していたという中世末の地理的条件を考慮する必要がある。つまり美濃平野部を一元的に支配する領主が存在しにくかつたということである。それと関係して、農村においては国人、土豪、地侍とも呼ばれた在地領主が、水問題や治安維持などのために強固な連携を保つていたことも、この地域を一元的に支配する(戦国)大名が成長しにくかつた理由として挙げられる。

しかし統一政権が成立する上で美濃は重要な地域であつた。信長が上京するためには美濃を押さえないならなかつたし、秀吉と家康の勢力の接点が美濃であつたために、美濃は「天下分け目」の地となり、統一政権成立の政治変動の渦中に最も直接的に巻き込まれたことも留意する必要がある。

信長の全国統一への動きは岐阜城攻略から始まるが、そのため秀吉に命じて岐阜南西部の長良川沿いの墨俣に砦を構築したこ

とはよく知られている。その砦が「一夜城」といわれる程短期日に建設出来たのは、建築材を木曾から木曾川を下して今の川島町の対岸辺りの各務原市域に陸揚げし、それから陸送して長良川に入れ墨俣まで川下げさせることが出来たからである。つまり木曾材と木曾川沿岸の材木川下げ人足を掌握していたことと、建築技術者である大工とその総棟梁(現川島町松倉在住)を掌握動員出来たことによるといってよい。つまり川島町をはじめ木曾川沿線の各務原市域の支配が、信長の岐阜入城直後から本格的に行われたのであつた。そのとき坪内氏は犬山城の織田氏の配下で現川島町に所領を持つ小領主であり、信長のための岐阜攻略に重要な働きをしたことはいつまでもない。

信長の各務原地域の支配は岐阜入城直後から本格的に行われるようになった。例えば各務原の真ん中には広大な野があつて、その東半分は鶴沼が、西半分は更木郷八か村と呼ばれた西市場・山後・桐野・岩地・加納・長塚・前野・北洞村が共同で管理・利用(入会)していたらしい。信長は西市場に居住した家臣の赤座氏にこの地域支配を委ね、八か村入会野は手力雄神社に寄進し、その野の管理も赤座氏に行わせた。つまり信長は赤座氏を通して八か村と入会野を掌握し支配したのであつた。

しかし関ヶ原の戦いを境に状況は一変した。赤座氏は関ヶ原の戦いを契機に旗本徳山氏の下で、村役人以上の地位に遇せられるが、八か村を含むこの地域の支配者からは転落した。彼の上には

徳山氏が入ってきたが、各務原地域は旗本徳山氏と坪内氏、尾張徳川氏と幕府などによって細分化して支配されることになった。近世の旗本としての徳山氏や坪内氏はこの時から始まったのである。

旗本坪内氏の誕生を考えるために少し美濃の旗本に目を転じてみよう。美濃の旗本は幕末期時点で七一家（公認された分家を含む）存在し、そのうち慶長・元和年間つまり家康の全国統一の頃に設置された旗本は三五家を数える。そのうちで信長の美濃統治以前から美濃に本拠のあったと思われる旗本は二一家、信長時代以後に美濃に定着したと考えられる旗本が七家、関ヶ原の戦い以後に美濃にゆかりが出来た者と思われる旗本が七家である。このことから家康は関ヶ原の戦い以前から美濃の在地領主であった者を重視し、彼らの内で徳川方に味方した者を優先的に旗本に取り立てた、つまり彼らの在地に対する支配力や影響力を極力利用して美濃を治めようとしたと見ることが出来る。旗本坪内氏もそうした方針で取り立てられた一人であった。

しかし家康に味方した在地領主や地侍（有力農民）を優遇したといっても、彼等の従来通りの支配や慣行をそのまま認めたとはいわけてはなかった。この慣例尊重と改変の微妙な絡み合いが重要なのである。

まず慣例尊重という点を、つぎの既刊『由緒』の解説等にも掲載した史料からみてみる。

戦国統キユエ、浪人共出合セ狼藉致し候故、百姓迷惑致し候間、左ノ通り連判致し、伏屋村氏神ニ治め置、濃州羽栗郡伏屋村野間ニおいて出合い

元和三年丁巳三月

濃州徳田村	松原	内匠
同 三宅村	三宅庄兵衛	
同 印食村	那波	甚平
同 円城寺村	野垣源兵衛	
同 松倉村	小島	甚六
同 伏屋村	伏屋市兵衛	
同 野一色村	野一色頼母	

右川並三十六人野士、七組三分組の内、何哉の義御座候共見捨て申す間敷候、その為証文堅ク伏屋村氏神ニ納め置く者也

〔川島町史〕

この史料は「諸記録」のなかにある写しで信憑性に問題がないわけではないが、内容的には妥当なものであり偽作する理由も薄弱であることから考えて信用し得る。元和三年（一六一七）といえは大坂夏の陣から二年後のことで、浪人たちが徘徊して治安が悪かったことは当然考えられる。そこで治安を維持するために、木曾川並の三十六人の「野士」の代表者七人が集って互いに助け合い協力することを誓って、その証文（起請文）を伏屋村の氏神に奉納したというのである。この七人は、松原内匠は墨俣の一夜城

建設用材を加工した大工の総棟梁であった人物だと考えられるし、野垣源兵衛は天正期に川面役を勤めたり、秀吉の配下であった犬山城主石川氏に仕えて野方支配を勤めたり、慶長五年には池田輝政軍の水先案内役を勤めたりしている人物である。なお彼は尾張藩の川並奉行に任じられて、子孫は明治に至るまで円城寺役所に勤めていた。また小島甚六は、関ヶ原の戦いで坪内氏の下で鉄砲隊頭として活躍した小島掃部之介なる者の一族ではないかと思われる。残る四人については調べがつかないが、先の三人と大同小異の在地の有力者であったことは疑い得ない。しかしこの「野士」は在地の武士といっても坪内氏や徳山氏ほどに領主化してはいない兵農未分離の地侍と考えられる。そして代表七人が居住する村は、松倉村は現川島町でそれ以外は木曾川と境川とに囲まれた地域の村々である。おそらくこれらの村々はかつて境川筋を木曾川が流れていた時代から水運や治水などで共通の利害を持ち、伏屋村を中心に惣ないし輪中のような連合体を形成していた村々であったと考えられる。

こうした「野士」を中心とする村々が治安を維持するために連合したというは、村の「自治」に依存して支配が行われたということを示しており、慣例尊重といえる。しかし他方で関ヶ原の戦い後の支配体制は、そうした慣例を変化させずにはおかない方向性ももっていたのである。赤座氏にかわる徳山氏や坪内氏などの新領主入部自体も変化ではあったが、さきの更木郷八か村が分断

支配されたのと同様、この七か村も同一領主で支配されたのではなかったことがそれである。つまり坪内氏のかつての本拠地であった松倉村は坪内領とされたが、残りの六か村は坪内氏とは異なる領主の支配地となった。支配領域と村連合の範囲とが一致しないということは、その後の村連合の在り方に変化をもたらす要因のひとつであり、その点がそれまでの慣例ないし社会関係を変化させる新しい支配方式だといえよう。

三

坪内氏にとっての大きな転機は、「富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒（一）」（以下「由緒（一）」と略す）から考えて犬山城主（寛政譜では城代）織田伯顔（同じく白巖）の配下として松倉を支配した時と、関ヶ原戦後に各務原市域に一族が土地を与えられて旗本となった時である。前者は坪内氏の領主化として注目されるのであるが、坪内氏の働きのなかでは信長の美濃攻略に際しての「案内」よりも鉄砲扱いの方が注目される。例えば信長の命による秀吉の播州高倉城攻めに際して、玄蕃利定（旗本坪内氏宗家の祖）は「伊賀・甲賀同心鉄砲百人、蜂須賀又十郎明組、伊賀者百人、根米十人、自分の鉄砲七十挺都合二百八十挺」（「由緒（一）」）を率いて秀吉

に従ったとある。彼は信長や信忠(信長の嫡子)から「鉄砲にて鹿・鳥打候事」を許可するという内容の判物も下付されている。

坪内氏が上伊賀・甲賀・根来などの鉄砲隊も指揮していたのは、七十挺もの鉄砲隊を自ら率いる程の鉄砲扱いの専門家だったからであろう。それではこれだけの鉄砲を彼ほどのように所持していたのであろうか。その点を「由緒」などからは窺い知れないが、彼の根拠地が松倉(現川島町)にあったという点が注目される。

というのは木曾川が伊賀・甲賀へも通じていく水路であり、さらに紀伊半島を廻って根来などとも交流できる海路とも接続する水路であったからである。想像を逞しくすれば、彼が松倉に居住することによって、大山城主とともに木曾川の舟運や伊勢湾から堺・大坂方面への海運に従事し、それを通して堺などで生産される鉄砲を入手したり各地の鉄砲隊とつながりを持っていたのではなかったかと思う。ともかく坪内氏はその本拠地から推して、木曾川水運と深くかかわっていたことは間違いないだろう。

坪内氏の鉄砲扱いは、彼の率いる鉄砲隊が関ヶ原の戦いなどで大活躍したこともあって、幕府直属の旗本になってからも変わりはなかった。しかし彼に期待された役割は大きく変化したと考えられる。

関ヶ原の戦い後の坪内氏は、かつての拠点であった松倉を領有しながらも新加納を新たな本拠にした。それはもはや彼が木曾川の流通支配には関与しなくなったことを示しているだろう。事実

木曾川は一円的に尾張徳川氏が管理・支配することになった。

新加納を中心とする地域が坪内氏の本拠となった理由は明らかではない。ただ地理的にみれば、現各務原市域を東西に貫いている中山道を押さえる形で徳山・坪内氏や尾張徳川氏の所領がある。つまり坪内氏は木曾川ではなく、まさかの時の中山道警護を期待されたのではないかと思う。というのも家康は、東山道にかわって中山道を重視した領主配置を行ったからである。関ヶ原の戦い直後に岐阜城を廃止して加納城を建築したが、この規模も小さくあまり堅固ともいえない加納城を、家康は娘の婿奥平氏を城主に据えるほどに重視したのはなぜだろうか。加納城は城の大手門が中山道にかかっていることから考えて、中山道を警護することを目的としてつくられたと見てよく、家康はそうした加納城の役割をきわめて重要なものと考えていたと思われる。そうだとすれば、加納以東の中山道の警護も当然重視したはずであって、尾張徳川氏をはじめ徳山氏や坪内氏という地元有力な小領主を旗本として中山道沿線に配置したのはそのためであったと考えられるのである。

こうした松倉時代と比べての役割の変化とともに、坪内一族からやがて二つの分家が将軍に諸役を負担する直参旗本として独立し、宗家と対等の立場に立つようになったことも変化であった。

つまり坪内氏の一族としての結合の在り方が変化していくことになるのであるが、その出発点は坪内氏が旗本として成立した時

点であった。

旗本坪内氏(宗家)は一族だけで構成されていたのではなかった。初代の利定とその嫡男源太郎(家定)が宗家であって、二男嘉兵衛(定安)、三男佐左衛門(正定)、四男(実は利定娘ノ子)太郎兵衛(安定)はそれぞれ一家をなしていたが、宗家から独立した分家として幕府から認められてはいなかった。それでは宗家を構成する家族の一員とみなされていたかといえそうではなく、宗家が「濃州松倉ノ郷ニテ六千五百三十石余賜」った内の「千五百石ハ同姓嘉兵衛・佐左衛門・太兵衛三人ニ被下置」て、宗家「玄番(利定)旗下ニ被仰付、在所居住」する家という位置づけであった。つまり宗家は四家で構成されていたことになるが、嫡流以外の三分家は、宗家の家族の中に埋没してしまっている存在と、独立した分家として認められた家との中間に位置し、宗家の一員という枠内での分家であった。この分家を独立した分家と区別するために内分分家と呼ぶことにするが、内分分家は全国的にみても坪内氏だけという珍しい存在であり、それは幕府が認めて成立したものであった。

なぜ幕府はこのような過渡期的な分家を認めたのであろうか。それについてはこれからの研究課題であろうが、「由緒」によればこの四家は関ヶ原の戦い以前の、家康に召し出されて関東にいた間は上杉攻めで出陣した時も含めてたえず父子五人で働いていたとしている。松倉時代はもちろん、松倉を離れてから関ヶ原の戦

いに至るまでの父子五人の強いきずなを認めて家康は、宗家直系と兄弟ら三人をそれぞれに一家と認めながらも独立した存在として切り離すことなく坪内一家として処遇したのであろう。つまり内分分家の成立は坪内一家の現実を反映させたものであったといえるだろう。

しかし兄弟の強いきずなを宗家と内分分家として表わしたことは、両者の関係をあいまいで不安定なものとする事になった。内分分家の「内分」は宗家が自らの意思で分家を創出したということではなく、幕府が認めて宗家一家の枠内で分家したということであったから、宗家に対する内分分家の「旗下」という関係は、宗家から知行を下付された家来ということではなくて、戦国期の寄親に対する寄子に似た関係である。一般に当時は一族がそれぞれ独立していくか、主君一家来関係に編成されるといった過程にあったが、坪内氏の宗家と内分分家とは、その過渡的な関係を示していたといえる。そういう意味では坪内氏の内分分家は全国的にみて唯一という珍しい存在とはいえないものの決して特異な存在ではなく、当時の領主層に共通する状況を特徴的に示すものであったといえる。大名宗家とその一族との間で、坪内氏の宗家と内分分家に似た関係にあった者は少なくなかったはずである。

この一族間の家と家との関係の変動は農村の内部にも起きていた。それについて少し長い北洞村の史料を掲げて見てみよう。

又本家横山清右衛門は当村開発人にて、慶長一四四年大久保石

見守様御地請地主也、(略)然ル処本家より二三代ニ分家四軒之居屋敷ハ要介(要害)嚴重、内外ニ大堀を掛ケ、家作致し分レ候、其形チ今ニ少々ツ、有之、夫より追々分家相増、此節ニテは拾式軒程ニ相成、是を長サ百姓と唱へ、又先年慶長元和年中ニは、他所より入百姓を招キ、開墾之時分ハ家数も凡四五拾軒も有之候之共、其後追々死絶へ、又は他所へ引越候者も有之、甚タ人少ニ相成り家数も相減シ、御田地相続ニ差支、依之後代ニ至り元禄年中ニ一門相談之上、儘成ル入百姓えは同苗を赦スと被申出候処、近辺之賤キ百姓も夫を望ミ、田地を求メ入百姓ニ引越候者五六軒も有之、其分家追々相増、只今ニテは拾式軒程ニ相成、是を平百姓と名付、又其入百姓之内惣右衛門と言ハ下百姓弥平治娘下女に因(ちなみ)、(略)其庶腹之男子二人も出生いたし、(略)下百姓之内苗字ばかり差免シ、同苗名乗候家今ニテハ三軒ニ相成、是ヲ中之百姓と言、右之訳ニテ同苗三株ニ相成、横山之家都合式拾七軒ニ相成候之共、其義式は夫々相分り候也、又其外ニ山田氏と名乗ル家志軒有之、是は元禄年中同苗赦シ無之以前、寛文年中ニ引越候者故同苗名乗ル事不叶、夫故山田出所之地名を名乗リ山田氏と言事也、其次四年軒之者は田地を与へられ夫を貫ヒ入百姓ニ引越候者ハ家来分身故、先祖之末へ子孫ニ至る迄苗字も無之、何歟不都合之事も有之、是を下夕百姓と言なり、

これは安政二年(一八五五)に記された由緒書の一部であるが、

関係であったという矛盾のなかにいたという点で共通していた。

四

北洞村の横山氏も坪内氏も一族の結合を変化させた要因は家の自立化であった。分家の増加はもちろんであるが、横山氏が非血縁者を一族として扱ったのは、彼らが横山氏に家来として扱われるのを嫌って離村しようとしたからであって、農民の自立化要求を一族に取込むかたちで認められたのであった。

坪内氏の場合も兄弟がそれぞれ一家としてのふさわしい働きをしたために内分ではあっても分家として認められたのであって、自立化が一步実現したといえる。したがって、内分分家になって以後、宗家から自立して直参旗本として認められたいと願うのは当然であった。そのような動きが『前渡坪内氏御用部屋記録』二二などに記されている。この史料は旗本の家政等を切り盛りする用人が記録したものであり、用人の記録としても貴重なものであるが、享保期ごろから、内分分家の自立化に対抗するかたちで宗家は内分分家を家来であるとみるようになっていったことが知られる。つまり宗家が内分分家の知行地支配を含めて面倒を見ていくなかで、知行地を与えるのは宗家であり、したがって内分分家は家来であるとして扱う傾向が強まっていつている。しかし宗家のそうした認識・扱いは、内分分家との日常的な関係のなかから自然に生まれたものではない。その理由の一つとして幕府が宗家の

これによれば北洞村は地侍であり開墾地主であった横山一族と、入百姓として他所から入ってきた百姓によって構成されていた。そして横山氏と血縁関係にない入百姓も、横山姓を許すという形で横山一族として扱われていたのであるから、横山一族の血縁関係は擬制的なものであったといえる。そしてその血縁の「長」と「平」さらに「中」という格づけは、本家・分家の関係というよりは上下の関係を表わすものであった(この上下関係が主従関係なのか「旗下」関係なのかあいまいである点が重要である)。さらに横山氏のもとには「家来」という主従関係にあるような「下夕」百姓が存在した。このように横山一族の結合の在り方は複雑だったのである。村に目を転ずれば、村民は以上のような横山一族か家来として編成されていたといつてよいが、それに組込まれない者(山田氏)も存在したのである。彼は村の住民という地縁的原理で編成されていたのである。

以上のように北洞村民は(擬制的)血縁、地縁、主従という複雑な原理で結合させられていた。こうした複雑さの背景には、「長」も「平」も「中」も「下夕」百姓も、年貢負担者であるかぎりは領主に対しては相互に対等・平等に位置付けられていたということがあった。

以上のように、坪内一族も北洞村の横山一族も、軍役と年貢という違いはあっても、負担者は領主に対しては対等であり、他方で一族内では序列で扱われ、しかもその序列が主従関係的な上下方針を支持していたことをあげることが出来る。

五代將軍綱吉や八代將軍吉宗は、全国の領主を徳川一家の家臣として扱うことで將軍権力を強化しようとしていたといわれる。有名な將軍吉宗と尾張藩主宗春との確執も、とどのつまりは御三家という一族を家来として扱いたい吉宗と、対等の関係で捉えようとする宗春との対立であった。吉宗の意図はある程度成功するが、彼はまた各領主が家臣に対する支配を強化することも期待していた。

こうした領主権の再強化を図ろうとする幕府の意向に沿うかたちで、坪内宗家の内分分家に対する支配の強化が図られようとしていた。同様に、それに抵抗する内分分家の自立化も坪内一族に特有の動きであったわけではなく、他の旗本一族の間でも、また村方でも従属的家の自立化の動きが見られるという当時の社会状況の一環であった。そしてこれが、公儀への役負担や宗家の内分分家への財政援助など経済問題がからんで噴出したことも、当時の社会状況と軌を一にしていた。たとえば旗本徳山氏でも、一九世紀に入って宗家と公認分家との間で財政問題にからんだ家格争論ともいふべき問題が発生している。

さて坪内氏の内分分家は、宗家から自立して直参旗本になるためにさまざまな努力を払った。各務原の給地居住から江戸屋敷に住居を代えたり、宗家の娘を娶ったり養子を迎えたりしたのがそれである。また慶応二、三年(一八六六、七)に鉄砲隊を率いて

江戸に出府（『慶応二・三年兵賦出府日記』）したのも義務としての軍役負担とはいえ、旗本として公認されることを期待して参加したであろうことは間違いない。翌慶応四年二月十八日、東山道鎮撫総督の軍隊に大垣で合流して東下するという新政府への積極的参加（『戊辰戦争軍中日記』）も、誕生まもない新政府に独立した旗本家としての認知を期待したからに他ならない。

こうした強烈な旗本家としての独立要求が家としての活動を記録する動機となり保存する契機にもなった。宗家より内分家側で作成された史料が多く残されているのはそうした理由によるのであって、偶然では決してない（もつとも『由緒』は高國の孫の定國の妻フミ子が昭和十九年に坪内家一統の菩提寺である少林寺に奉納したこと、他の史料は作成者の用人が地元有力農民で今日まで続いている家であったことが史料保存に役立っていることも確かである）。

ところで内分家は宗家からの独立を最終的には幕府や新政府に求め続けた。それは内分家という存在が幕府によって保障され固定化された以上、その変更も幕府が行うか、幕府に代る新政府によって変更されるべきものと考えられたからである。その意味で『御一新』は内分家にとっては家の独立が期待できる変革であった。尾張藩筆頭家老の成瀬氏もそうした期待を抱いた領主の一人である。彼は大名として自立することを希望し続けたが、明治二年になって大山藩として認められようやく永年の夢が実現

した。彼にとって『御一新』は、大名として独立したことであつた。

しかし坪内氏の内分家の場合、その存在を保障し固定してもいた幕府が消失しただけでなく、新政府は旗本の存在そのものも否定したから、永年の願望であつた「内分」という位置づけがとれる条件は成立したが、同時に旗本という身分も消滅してしまひ、永年の悲願は達成されなかつたといえる。そうなつた時に何が内分家を支えたのであろうか。坪内高國が自分の家だけではなく、宗家と三つの内分家の膨大な『由緒』を編纂したのはその支えを求めた結果ではないだろうか。つまり坪内宗家一族の家史を編纂することで、旗本としての坪内一族と内分家としての自家の存在や位置、活躍を再確認しようとしたのではないだろうか。もちろん平島家の系図・由緒が他家に比べて詳しく、他家が明治前半期までの記述であるのに対して自分の家の平島家については明治三十三年まで記録があるなど、内分家の存在を特に強調し確認しようとしたものと考えられる。

ところで右の家史に記されているような内分家の活動には用人、地代官が深くかかわっていた。『御用部屋記録』は定安を祖とする嘉兵衛家（前渡村の本拠があつたことから前渡家と称す）の用人山本氏と永井氏の記したもので、『慶応二・三年兵賦出府日記』と『戊辰戦争軍中日記』は嘉兵衛家の当主昌寿に従つて従軍した用人永井氏が記録したものである。山本氏は現前渡西町在住の富坂に出陣したときのものが多い。

それらの中には宗家の活動も知られるが、小島氏自身が当時の世相を肌で感じた様子がかがえて、出陣が地代官や用人にどのような社会認識をもたらしたのか、つまり御一新をどう認識したのかを考えるための好史料がある。その一例をつぎに示そう。

扱大坂表十三日（慶応二年五月）迄は平生にて有之候処、一揆難波村に起り処々え手分ヶを致、大坂中米屋々々え押寄、何之差別もなく乱入致、米を取我一と働はこび候之事実には氣之毒成事ニ御座候、（略）、尤起り候一揆ニ付て遠近の貧人寄り米候族も多分有之様子、（略）、実ニをそろしき人氣ニ御座候、（略）、乍然奇妙也ものにて市中にて諺うとふ人も有、琴・三味線を引きて居族も有之候、去月末より十三日夜分迄は了佐屋舗のいなりのせふせんぐ（正遷宮）とか申、近辺の町屋或ハ斯地等色々、此頃生玉正せんぐとか申、あらゆるなりを致、町々を廻りあるき、夫より生玉へ参詣仕候、或ははだかにて上下（袴）を付け、あんど（あんどん）に上下よふなるなど、書、をどりてあるく有、（略）、或は頭の上ニ丸きあんどをのせてをどるなど、あらゆる異風をなしをどりあるき申候は、国にて先年の御

樫氏の子孫であり、もう一人の用人永井氏は現那加桜町の永井氏で先祖は前渡村の草分百姓であつたという。いずれも由緒のある有力農民であつた。そして永井氏は坪内氏が織田氏配下の松倉時代も、秀吉との不和による半人時代も、関ヶ原の戦い後の再度松倉への復帰時もつなかりを持ち「代々家来筋」を認じていた。こうした用人や地代官との長い強固なつながりは、坪内氏一族だけではなく、旗本徳山氏なども同様であつた。

代々坪内氏と深い結びつきを持つ用人永井氏などは内分家の家政に深くかかわり、時には活動をともした。内分家はとくに知行地居住を原則としていたから、両者の結びつきはとくに深く、共通する側面も少なからずあつた。いずれにしても主人とともに出陣したりする用人が主家を支えていたのであるから、用人の分析は内分家だけでなく宗家の研究にも、あるいは他の旗本研究にも欠かすことが出来ない。

五

用人に関する史料はおもに用人（地代官）であつた家や知行地村方に残されており、『各務原市史』史料編にも幾つかは収録されている。そのうちのひとつ現上中屋町の小島氏は、坪内氏宗家の「御勝手方支配」を任せられるような地役人であり、永井氏と同様の有力農民であつた。彼は慶応期には内分家の用人永井氏と同様に宗家の一〇代保之、一一代定益に従つて出陣しているが、

御祭りのごとくに御座候

〔各務原市史 史料編近世II〕

慶応二年（一八六六）の大坂での打ちこわしは、長州再征による軍需物資調達等の影響からくる米不足を契機に発生したが、その克明な見聞が各務原に書き送られて来ている。それによれば、この米よこせの打ちこわしでは「色々様々のなり」をして神社参詣などを行ったり町々を踊り歩いたりする行動が見られ、しかも「上下よふなる」すなわち世の中が良くなるという期待をあんとんに記して踊るものがあったとある。つまり彼はこの打ちこわしが世直しを求め期待した運動であったことを観察していた。またそれが各務原における「先年（安政六年）の御御祭り」のようであったとも指摘している。この書簡によって、各務原地域で盛行した御御祭りの安政のそれは、異風をして踊り歩いたりしたこと、「上下よふなる」と記したあんどんがあったかどうかは定かでないが、少なくともそれに類する雰囲気も御御祭りにもあったということがわかるのである。

こうした見聞が小島氏にどのような影響を与えたのであろうか。同じことは内分分家の用人永井氏についてもいえるが、坪内氏と行動をとることで、各務原では得られない新しい時代に向かつての激動に直面したことは事実である。主人である坪内氏の受けとめ方と同じであったか異なっていたか、今後の研究課題である。

以上、旗本坪内氏は宗家と内分分家との関係に興味ある研究課題であることを述べてきた。これは坪内氏固有の問題ではあるが、他の旗本にも共通する問題でもあり、また知行地の村民の編成原理とも関連している点で、旗本研究のあらたな方向を切り開く可能性を秘めていると考える。今回で終了となる一連の坪内氏関係史料の復刻は、こうしたあらたな旗本研究を大きく前進させるものとして期待されるのである。

影印史料

（本編富樫庶流坪内家一統系図並由緒）

同五年申年。

一五月三日羽栗郡笠松村元郡代津屋空松職ニ於而大參事小
崎利準殿如事ノ次也元魯州於康郡志山年讓仰受也坪内金
三郎高國出頭ナリ

一五月九日坪内金三郎同松太郎伊勢參宮羽栗郡御事ヨリ然
來名迄踏路茶名ヨリ陸地安ハ郡東ノ村農氏中嶋兼兵衛方ニ

一泊二月朔日未、上列項辭也

一三月頃ヨリ各務郡新加納村少林寺地中ニ於テ親鸞聖人真
向ノ御影開帳四月廿三日正面堂方ノ棚カ、リ懸テキ糖壹斗

程也且茶一統如此也此儀當年始テ也至萬坪内ノ以ヨリ四斗儀
數條少林寺へ寄附不足モ當年初而ナリ

一五月廿一日尾刈愛知郡名古屋住居元尾列藩中柳崎傳十郎
味念如十七歳江崎駒造ノ仲人同伴者太郎詔見郡加通ニ村屋住又一名仲人也父ハ仲崎風骨五女也

一六月二日羽栗郡中野村田嶋正三郎ノ休息所ニ一夜二人共
ノ中刻項到着主侍十郎父風齋共同伴ニテ入來運等長持約

量ニ而三約也坪内松太郎定年ト替札首尾能相請入用、有五
高注文致ノ屬仲人而人中合セ空宿ヨリ三筒程荷テ込ハ代金

三拾六兩也ビツクリ仰天請入用ニ而凡金吾西余也謀ニ掛ル
一三月上旬武州豐葛郡東京ヨリ三井坪内捨太郎空致來ルヲ

宗郡中野村元家奉田嶋正三郎方へ附籍入同人方ヨリ叶ニ遊
入凡七斗面程ノ大僧ニ付茶椀差上テ歸田入金七百兩程下シ

贈候處分敬致シヒ食同様袖包致入風聞ニ依テ叶迎ヘ申候是
致吾人來ル今申年也獻明治二巳年十月於茶茶ニ御來寄御當

被 仰付候且仰立聞番モ兼帶同席五十人翌三庚午年九月免
徹儀明治六癸申年羽栗郡柳津村可姓如舉遊平ト云ハ長方へ

賀槍子翌七甲戌年維祿同年十二月羽栗郡笠松村町人ノナバ

屋敷の江賀養子翌八乙亥夏羅緑又其年當國 郡水島村 學校教師榎卓七由町八人嫁之妻レ以嫁レキ妻ト入後史集江 來リ代書人ヲ禁トス

一八月十七日一名三致候ヤク 御沙汰ニ付通稱ヲ改名仕費 名高國ヲ通稱ニ用候様願フ 御開濟

一十月二日坪内定年妻念女四室尾列名古屋江客ニ行

一十二月新曆候 御出候太陽曆卜云當年十二月三日ヲ以テ

一月正明ノ略ヲ一日ト不明ト又大ノ月廿一日小ノ月廿日

二月廿八日毎年也前曆ノ閏年ニテ九月日新曆ヲ上ニ書キ四曆ヲ

下ニ書ク中藏下藏八不知年々月々公ニ無レ月新曆之慮ニ四曆

之事書キ入レ在事ハ彼岸年候軌四半夏葵晴田刈ヲレ田植ニ

百十日節分冬至等也亦四母ノ曆ニ八十二支十等ヲ記ス初

ニ太陰曆卜在リ新曆之慮啓不入無益ノ曆卜可謂

一九月廿二日天長節御誕生日ニ付笠松縣一坪内高國出頭仕

知事長谷部基平惣建殿御登御祝賀奉申上候御受ナリ

一十一月廿九日坪内高國成阜江出ル船業ニテ山ノ祭小高キ

兵ニテ神武天皇ノ遙拜所御出奉ニ紅江出来ル方大知ノ遠

辨六藏神主士族ノ繁拜礼仕候 御沙汰ニ付テ出頭側ニ神

旨頭一人出張稻標禰合也年ノ上列項相濟

一卯辰月廿日於東京ニ而坪内定致妹トシテ女病死十三歳添在

國法堂女京涼半釋宗海禪寺ニ葬甚延元中年十二月廿四日

出生京住居ノ時明治四年本平江戸淺草七世町平民高大和

屋ノ養女ニ違フ同所ニ於テ病死

同六癸酉年

閏六月大新曆七月廿三日

一卯十一月廿六日笠松村元律屋ニ於テ岐阜縣江破冬候年出頭仕

坪内高國出頭大參事小嶋利準殿年頭御受也

一卯三月廿二日坪内高國室午誓女上京執儀八郎事戸村農人氏

同中島勝兵衛春三郎見物ニテ卯三月廿三日 一

同日ニ而辨也因ニ云昨申年春二月上旬十勢女甲誓念宮而

宮朝鹿ニシテ見津江行急行奈良良ニ無居候由告レ座宮大塔我島

一卯五月廿日尾列名古屋松葉右殿室庭女爲子甚孫年出

生當酉年四歳小賢勝三部部部ト右三人々々ツ年時段入承費

每圓明鏡殿十三圓忌ニ付卯年三月各務郡新加納村少林寺ノ

奈諸坪内島國庭女甚孫女中件女當國庭八郎松尾藩中殿計登

八ツ時頃出宅日ノ入項歸宅庭女ヨリ圓明院殿江金壹柒備江

少林寺小僧ノ渡ス和尙留守也遠所江奈諸其從侍江等持也

四日坪内高國宅ニテ法華讀經也七日庭女甚孫錄次即登頂

ヨリ笠松村森川宗次郎妻三壽ノ逢ニ行供竹女酒飯出入夜六

ツ半巡樞堂ニテ歸宅也此日庭女甚孫名古屋江歸宅朝五ツ

中身ハ女甚孫ヲ帶テ圓城寺川端造行ク奉當持奉送り晨八夜

六ツ半時頃歸ル尾列ヲリ尻村ニテ松葉右殿ニ逢テ夫ヨリ四

ツ番出候也同所ヨリ引取候同町ニ而昼八ツ半頃ノ由ナリ

一卯五月廿一日尾列愛知郡名古屋村崎傳十郎方ノ倉女羅緑

二付道具三釣ヲ長持ノ上ニ釣臺ノセ置奇トニメ釣ニ致シテ

送達ス

一此者御改メ被 御出候具積リニテ申上候様トノ事地坪ト

上中下ノ分テ地代價申上レ進令嚴重ニ相成母積リナレバ其

直敷ニ而御買上ケト被 仰出ニ付再三取調三度目ニ事濟也

村ノ繪圖圖機細ニ出来又一小毛々々々々々々々々々々其後

縣ヨリ士農工商共地所ノ所持ノモノハ地券書下ル入費多分

三掛ル又代替リ又賣買ニテ人名替レ時書替履一枚ニ付テ款

料五匁宛也凡本嶋村惣地價三万三千三百〇三圓拾錢程也

一卯十一月三日天長節ニ付以事縣江御辨也卯也坪内高國出

頭ス

同七年戊午

一 四月十六日 坪内高国山縣江出頭奉始御祝詞奉
申候井出大[▲]殿御安ナリ今日稗祝被 仰出候富家坪^{四拾}
五石之内ニテ米五石四斗掬米ニ相成申候
一 當年ヨリ米糶十一月一度ニ仰下流^之之趣候ハゞ二度ニ
御流^之之趣一月七日御選ニ付一月、内ニ糶候ニ付五月十
一月^下而度ニ下^レ賜^レ坪内高国山縣江出頭ニ而金ニ于受取
ナリ
一 十一月十四日 坪内高国山縣江出頭ニ而松輪太郎康
是達知名相用^ノ候處實名ヲ相用^ノ度候^ト小森殿^へ相續候如
御表知ニ付直様定年^ノ下改名^ハ度段相續候處御捺用ニ相成候
改名欄書高国持祭也並ニ隱居家督之儀願書筈上儀然^ル處奉
ル^レ七日當人^ハ禮版ニテ罷出候様被 仰渡候^ニ區長彦彦添申候
様被 仰渡候様被^ハ上^ノ繁^ナ共
一 三月廿四日 夜盜賊^ノ間裏口ヨリ急^ニ入^リ與坐敷辰[、]
方^ハ明^ケテ連^リ押込^ノ内ニ蘿蔔六茶程^ノ之^ト知^テ、方ヨリ
入^リ坪内高国、衣服^及分^女建女^ノ縮緬様^模様^緋綿^入无^甚衣服
白綾綾^様様^守綿^入比^異仕立^等モ、モ、キ^百尺^程品^敷
凡^ハ北^ニ岳^程成^身躰^へ御^居
一 十一月廿七日 坪内定年岐阜縣江出頭、御出陣ニ
一月十七日、坪内定年岐阜縣江出頭、御出陣ニ
長羽栗那中野村田嶋正三即同道ニ而^出頭^區長^ハ玄^關河^邊
同道^{ナリ}倍^又大^參事^小崎^津廣^斯渡^殿并^出殿^上三人^列坐
ニテ象^標四^拾五^石之^御書^附 下賜^候
一 十一月六日 天長節ニ付坪内高国山縣江出頭
一 十一月五日 今朝前官羽家郡三宅村田嶋直理ヨリ廻奉来
ハニ付即刺出頭坪内松太郎^等二百七十二番^神風^謙副^長被
仰付候^申様^基出^雲寺^宅ニ於^テ三^條西^季知^代理^{ヨリ}

一 二月十四日 平嶋村坪内定年宅^茶ノ間^へ盜
賊^突入^リカ^ラ子^小鍋^一ツ鉄^小羽^釜一ツ茶^釜一ツ鉄^中羽^釜
以上四品成身躰江届置
同八乙亥年

一 五月十四日 坪内高国當國女八郡神戶村^神戶^村
橋^吉村^先生^通玄^明治^元成^長祭^之二^冒免^吉方^一行^夫
ヨリ江別^上郡^彦根^へ嫁^周被^ニ付^行之^同三月九日^昼ハツ^年
時頃^辨宅^也
一 二月六日 平嶋村坪内高國室十^等女^朝五^ツ時^頃
光^寺へ出^立候^事知^人如^建本^時坪^内高^國女^一人^也
當時西^京河^原郡^芳御^所女^連シ^三人^如三月九日^時恭^詣ニ^テ
同日七月廿七日夕^七時^前歸^宅

一 五月廿九日 坪内高国坪内定年而人當國本景郡養老寺關
帳^ニ付^卷持^不今^日安^ハ郡^車戶^村中^野藤^兵衛^方ニ^一泊^テ同^人
妻^リヨ^女千^勢女^ノ乳^盤故^経敷^ニ心^安ク^折々^行ク^聖日^營免
二 泊^不定^年ハ^全日^歸宅^高國^一人^勢列^祭名^ハ治^勢列^津城^勢
主^高世^二万^三千^九百^五十^石藤^堂氏^藩中^大德^与井^殿之^助勢^助
先生^方へ墨^付卜書^頼ニ^行ク^同藤^津河^町吉^村雄^之進^方へ^糧置
葵^宮隱^地有^祭名^{ヨリ}十二^日ニ^濟村^也
一 昨^甲戌^年期^四六月^廿六^日未^ノ中^刻尾^列愛^知郡^名古^屋新^監屋
敦^ニ於^テ稻^葉石^縣源^涼氏^正之^嫡男^甚弥^之之^祭營^風ニ^テ病^死五
歲^嗣リ^坪内^高國^孫ナ^リ延^女ノ^子也^法名^踏蓮^皇子^毛列^愛知
郡^名古^屋矢^場町^一ノ^加リ^禪宗^臨濟^宗妙^心寺^本寺^白林^寺ニ^葬
石^牌南^向高^中マ^尺少^ニ南^東へ^寄リ^置也
一 三月當國村宗郡園城寺村農氏^方ニ^テ見^合坪
内^定年^父高^國王^行ク^同所^ノ近^親ニ^テ濃^列羽^家御^長池^村年^氏
農^彦彌^弥三^右衛^門五^八重^女今^年十^八歳^{ナリ}

一 卯五月十六日 當國羽栗郡長池村百姓廣瀨次三右門娘八重女卜相談相整今日始納金拾五圓遣入其後中見舞儀從堂一 卯十月八日 長池村廣瀨次三右門娘八重女夜六ノ年前人乃車ニテ到着禮相濟

一 卯十一月七日 長池村ヨリ夕刺母權廣、由ニ迎接ル即別遣不同ハ昭長池村廣瀨氏ヨリ無縁ノ趣申越入十二月十七日八重本難縁時付結納金拾五圓、処西番而ハ結納之時ノ馳走料ニ相成候ニ付不辨是百姓ノ風儀也

一 當春項漢列羽栗郡平嶋村戸長岩塚宗助患心ヲ巧ニ當村字赤池坪内氏持墓埋葬地ノ先祖初ノ代々之墓印ノ本々ノ學校入用致度旨申出候ニ付高國中候ハ奉ヲ誦ニ又ルモ、ハ先祖代々ノ首ヲ切ルヤウ成ル事ハテキ不申ト説諭入其後驪鷹ノ願ノ候ヲ今日ニモ伏リ拂由當村平嶋村字一色廣良與田孫市古ヨリ赤池村孫市至テ尊賢人ハ備御儀也、上手學見郎現下五ノ節下リテ走ル、守リ各務郡岩藏村一 卯十一月十八日 赤池坪内氏持墓埋葬地ノ先祖初ノ代々之墓印ノ本々ノ學校入用致度旨申出候ニ付高國中候ハ奉ヲ誦ニ又ルモ、ハ先祖代々ノ首ヲ切ルヤウ成ル事ハテキ不申ト説諭入其後驪鷹ノ願ノ候ヲ今日ニモ伏リ拂由當村平嶋村字一色廣良與田孫市古ヨリ赤池村孫市至テ尊賢人ハ備御儀也、上手學見郎現下五ノ節下リテ走ル、守リ各務郡岩藏村

二 相傳可申答還理日政事懸御掛リ 千春殿江伺熱誠仰付代價ヲ以テ寄附、甚ニ千金花五円ニ而遣ニ相濟申候也一 卯七月四日 ヲリ元臺所造作始ル當村小嶋帯右衛門大工致不隠居屋卜成ル

一 卯十一月四日 今日坪内高國並ニ室十警女二男錄次郎三男等三郎共德序家江引移ルナリ

一 當平嶋村氏神祀給辨物見失明神也祭礼日昨十八十九日也然ル慶御一新ニ付式内ノ神社へ合係可致ヤク御沙汰ニテ昨甲戌年ヨリ當國羽栗郡松倉村特ニ台髮明神ノ氏子卜成ル也敬村元牛子祭礼日、九月九日也今改テ新曆十五日卜定ル也敬村ハ長壽年中日本大小ノ神社三十奈並ト云外ト云也試辨名

一 卯八月十一日 申ノ下利尾別愛加郡名古屋將監屋敷ニ於テ枹築右藤正立長女健生照ハト名付ク母ハ本室延女坪内高國之孫ナリ

一 卯九月 尾列各古屋御圖所六丁目西側酒屋ノ某々分子借宅トテ子寓居入分設圖町枹築正立夫婦娘照也親父泰新共航名衛調ト非申戌年奉遷住又當乙亥年資奉金 下賜又代書人ヲ責ト入同九高子年代書人ヲ止ム同十丁丑年五月區兵ニ成ル同一年四ノ七月東京巡查卜成ル薩列へ行同十一月戌年四ノ二月東京へ歸ル

一 當年ヨリ五々年平均相場ニナル玄米壹石ニ付代金五四五錢三厘八毛七糸也又子又更印共此相場ニテ、下賜儀也相場時ハ甚不當其斗ノ高下候ガ正通也夫ヨリ玄米ノ方正通也

一 當年之粟稈皆濟急キ聊快正月廿三日 當年平均相場ニテ米壹石ニ付代金五四五錢三厘八毛七糸現米四十五石ニ付代金百貳拾七圓四十二錢四厘内根稅米五石四斗也此代金貳拾七圓貳拾九錢也厘引殘テ金貳百圓〇拾三錢三厘也諸料地月出納探ニテ當年分三分通り御渡此金百〇九圓五拾五錢七厘也卯正月廿四日 金三拾圓御渡之期同九高子年五月十九日 金貳拾七圓貳拾九錢厘御渡ニテ年越ニテ塔濟ナリ甚不當十兩難送至極ナリ

同九高子年 閏五月小

一 卯二月廿九日 縣魔字勢羅ヨリ御奉書到來廿七日上午十時出頭候様卜ノ儀也巳ハ上列也定年卯三月廿七日 出頭也本嶋學校主者被 仰付候右御書付頂戴仕候

一 卯三月廿五日 濱洲各勢郡新加納尊元休屋筈重役小嶋市郎治今尾俊平ヨリ文通ニ而武州豐嶋郡東京家元坪内隱居遊堂殿父之御病氣ノ處去ル二月廿九日 卯三月 御奉書之趣四月二

日 三日谷東北寺三尊靈殿儀ニテ法号別ニ照之只造堂
宣ト申来レ極也當家坪内高國靈祭ノ伯父トリ家五十代月初
ニ當名定係後係之ト改ム如名蒙吉左京伊豆守河内守松房守
等也御後初ニ殿府御如善仁¹⁰火事場見廻リ定火消¹¹_二御量ニ
八¹²次¹³消小普請¹⁴文記也津里奉行¹⁵恒御小柱¹⁶組番頭 御書院番
頭¹⁷御¹⁸西¹⁹丸²⁰殿府御城代御側御²¹棟²²御用御取次等也明治
元戊辰年二月隠居シ而選下号又文化八年未²³誕生行年六
十六歳
一 御四月十七日²⁴坪内定年大垣一行途中世八郎洲殿ニテ某ハ
同野渡シ場ヲリテ²⁵下程²⁶ニ²⁷堤²⁸ノ下也坪内鑛次即乳母佐野大
病²⁹由後某³⁰レ病死³¹ノ由
一 御六月十六日³²禄務被 仰出候来ル十年ヨリ五年之内利
子³³御下渡シ³⁴六ヶ年目ヨリ³⁵引引³⁶ニ³⁷元金³⁸御下³⁹分渡⁴⁰シ⁴¹之由也
其前利子モ年々下ル⁴²華七⁴³旗共也以上三十ヶ年ニテ平均ニ相
成候也無⁴⁴極⁴⁵レ成⁴⁶ル也當家⁴⁷⁴⁸⁴⁹⁵⁰⁵¹⁵²⁵³⁵⁴⁵⁵⁵⁶⁵⁷⁵⁸⁵⁹⁶⁰⁶¹⁶²⁶³⁶⁴⁶⁵⁶⁶⁶⁷⁶⁸⁶⁹⁷⁰⁷¹⁷²⁷³⁷⁴⁷⁵⁷⁶⁷⁷⁷⁸⁷⁹⁸⁰⁸¹⁸²⁸³⁸⁴⁸⁵⁸⁶⁸⁷⁸⁸⁸⁹⁹⁰⁹¹⁹²⁹³⁹⁴⁹⁵⁹⁶⁹⁷⁹⁸⁹⁹¹⁰⁰¹⁰¹¹⁰²¹⁰³¹⁰⁴¹⁰⁵¹⁰⁶¹⁰⁷¹⁰⁸¹⁰⁹¹¹⁰¹¹¹¹¹²¹¹³¹¹⁴¹¹⁵¹¹⁶¹¹⁷¹¹⁸¹¹⁹¹²⁰¹²¹¹²²¹²³¹²⁴¹²⁵¹²⁶¹²⁷¹²⁸¹²⁹¹³⁰¹³¹¹³²¹³³¹³⁴¹³⁵¹³⁶¹³⁷¹³⁸¹³⁹¹⁴⁰¹⁴¹¹⁴²¹⁴³¹⁴⁴¹⁴⁵¹⁴⁶¹⁴⁷¹⁴⁸¹⁴⁹¹⁵⁰¹⁵¹¹⁵²¹⁵³¹⁵⁴¹⁵⁵¹⁵⁶¹⁵⁷¹⁵⁸¹⁵⁹¹⁶⁰¹⁶¹¹⁶²¹⁶³¹⁶⁴¹⁶⁵¹⁶⁶¹⁶⁷¹⁶⁸¹⁶⁹¹⁷⁰¹⁷¹¹⁷²¹⁷³¹⁷⁴¹⁷⁵¹⁷⁶¹⁷⁷¹⁷⁸¹⁷⁹¹⁸⁰¹⁸¹¹⁸²¹⁸³¹⁸⁴¹⁸⁵¹⁸⁶¹⁸⁷¹⁸⁸¹⁸⁹¹⁹⁰¹⁹¹¹⁹²¹⁹³¹⁹⁴¹⁹⁵¹⁹⁶¹⁹⁷¹⁹⁸¹⁹⁹²⁰⁰²⁰¹²⁰²²⁰³²⁰⁴²⁰⁵²⁰⁶²⁰⁷²⁰⁸²⁰⁹²¹⁰²¹¹²¹²²¹³²¹⁴²¹⁵²¹⁶²¹⁷²¹⁸²¹⁹²²⁰²²¹²²²²²³²²⁴²²⁵²²⁶²²⁷²²⁸²²⁹²³⁰²³¹²³²²³³²³⁴²³⁵²³⁶²³⁷²³⁸²³⁹²⁴⁰²⁴¹²⁴²²⁴³²⁴⁴²⁴⁵²⁴⁶²⁴⁷²⁴⁸²⁴⁹²⁵⁰²⁵¹²⁵²²⁵³²⁵⁴²⁵⁵²⁵⁶²⁵⁷²⁵⁸²⁵⁹²⁶⁰²⁶¹²⁶²²⁶³²⁶⁴²⁶⁵²⁶⁶²⁶⁷²⁶⁸²⁶⁹²⁷⁰²⁷¹²⁷²²⁷³²⁷⁴²⁷⁵²⁷⁶²⁷⁷²⁷⁸²⁷⁹²⁸⁰²⁸¹²⁸²²⁸³²⁸⁴²⁸⁵²⁸⁶²⁸⁷²⁸⁸²⁸⁹²⁹⁰²⁹¹²⁹²²⁹³²⁹⁴²⁹⁵²⁹⁶²⁹⁷²⁹⁸²⁹⁹³⁰⁰³⁰¹³⁰²³⁰³³⁰⁴³⁰⁵³⁰⁶³⁰⁷³⁰⁸³⁰⁹³¹⁰³¹¹³¹²³¹³³¹⁴³¹⁵³¹⁶³¹⁷³¹⁸³¹⁹³²⁰³²¹³²²³²³³²⁴³²⁵³²⁶³²⁷³²⁸³²⁹330

礼ニテハ毎年十月十五日ノ吉也
一 新三月十八日³³¹天長祭ニ付坪内定年³³²成身縣江出頭³³³也³³⁴御
權令小崎利³³⁵津³³⁶殿³³⁷卜斯波氏卜西人御受
一 御六月十三日³³⁸再度³³⁹極³⁴⁰痘³⁴¹坪内³⁴²鑛³⁴³次³⁴⁴即坪内³⁴⁵鑛³⁴⁶三郎³⁴⁷漂³⁴⁸列³⁴⁹稻³⁵⁰常³⁵¹郡
茶野村³⁵²於³⁵³福³⁵⁴藏³⁵⁵寺³⁵⁶ニ³⁵⁷返³⁵⁸師³⁵⁹漂³⁶⁰列³⁶¹厚³⁶²見³⁶³郡³⁶⁴成³⁶⁵原³⁶⁶蘭³⁶⁷守³⁶⁸青³⁶⁹本³⁷⁰雄³⁷¹哉³⁷²
一 御九月十九日³⁷³再度³⁷⁴種³⁷⁵痘³⁷⁶坪内³⁷⁷定³⁷⁸年³⁷⁹漂³⁸⁰列³⁸¹羽³⁸²栗³⁸³郡³⁸⁴無³⁸⁵動³⁸⁶寺³⁸⁷村³⁸⁸
守³⁸⁹ニ³⁹⁰於³⁹¹而³⁹²返³⁹³師³⁹⁴蘭³⁹⁵守³⁹⁶漂³⁹⁷列³⁹⁸厚³⁹⁹見⁴⁰⁰郡⁴⁰¹成⁴⁰²原⁴⁰³蘭⁴⁰⁴守⁴⁰⁵青⁴⁰⁶本⁴⁰⁷雄⁴⁰⁸哉⁴⁰⁹
一 御七月九日⁴¹⁰西⁴¹¹京⁴¹²ヨリ⁴¹³坪内⁴¹⁴高⁴¹⁵壽⁴¹⁶美⁴¹⁷ル⁴¹⁸奉⁴¹⁹来⁴²⁰ニ⁴²¹テ⁴²²一⁴²³泊⁴²⁴致⁴²⁵レ⁴²⁶領⁴²⁷
地⁴²⁸各⁴²⁹勢⁴³⁰郡⁴³¹前⁴³²渡⁴³³村⁴³⁴へ⁴³⁵行⁴³⁶明⁴³⁷治⁴³⁸ニ⁴³⁹已⁴⁴⁰年⁴⁴¹上⁴⁴²京⁴⁴³後⁴⁴⁴初⁴⁴⁵テ⁴⁴⁶奉⁴⁴⁷止⁴⁴⁸禄⁴⁴⁹務⁴⁵⁰ニ⁴⁵¹相⁴⁵²成⁴⁵³
候⁴⁵⁴ニ⁴⁵⁵付⁴⁵⁶回⁴⁵⁷知⁴⁵⁸行⁴⁵⁹可⁴⁶⁰引⁴⁶¹込⁴⁶²度⁴⁶³ニ⁴⁶⁴付⁴⁶⁵相⁴⁶⁶領⁴⁶⁷地⁴⁶⁸江⁴⁶⁹相⁴⁷⁰診⁴⁷¹常⁴⁷²来⁴⁷³ル⁴⁷⁴
一 昨⁴⁷⁵乙⁴⁷⁶亥⁴⁷⁷年⁴⁷⁸冬⁴⁷⁹成 仰⁴⁸⁰出⁴⁸¹ニ⁴⁸²十⁴⁸³七⁴⁸⁴族⁴⁸⁵百⁴⁸⁶姓⁴⁸⁷町⁴⁸⁸人⁴⁸⁹共⁴⁹⁰百⁴⁹¹分⁴⁹²ノ⁴⁹³三⁴⁹⁴ニ⁴⁹⁵御
耳⁴⁹⁶直⁴⁹⁷出⁴⁹⁸入⁴⁹⁹地⁵⁰⁰代⁵⁰¹債⁵⁰²金⁵⁰³四⁵⁰⁴州⁵⁰⁵割⁵⁰⁶合⁵⁰⁷ニ⁵⁰⁸テ⁵⁰⁹五⁵¹⁰ヶ年⁵¹¹ノ⁵¹²四⁵¹³季⁵¹⁴均⁵¹⁵ニ⁵¹⁶テ⁵¹⁷金⁵¹⁸三
無⁵¹⁹レ⁵²⁰及⁵²¹地⁵²²言⁵²³規⁵²⁴地⁵²⁵債⁵²⁶金⁵²⁷也⁵²⁸不⁵²⁹作⁵³⁰ニ⁵³¹テ⁵³²モ⁵³³皆⁵³⁴無⁵³⁵ニ⁵³⁶テ⁵³⁷モ⁵³⁸御⁵³⁹
二⁵⁴⁰件⁵⁴¹三⁵⁴²内⁵⁴³ヨリ⁵⁴⁴八⁵⁴⁵割⁵⁴⁶也⁵⁴⁷同⁵⁴⁸位⁵⁴⁹ニ⁵⁵⁰至⁵⁵¹債⁵⁵²也⁵⁵³同⁵⁵⁴
一 御十一月廿一日⁵⁵⁵風⁵⁵⁶聞⁵⁵⁷勢⁵⁵⁸列⁵⁵⁹松⁵⁶⁰坂⁵⁶¹邊⁵⁶²也⁵⁶³集⁵⁶⁴シ⁵⁶⁵テ⁵⁶⁶同⁵⁶⁷國⁵⁶⁸津⁵⁶⁹邊⁵⁷⁰テ⁵⁷¹旅⁵⁷²
久⁵⁷³遠⁵⁷⁴多⁵⁷⁵人⁵⁷⁶敷⁵⁷⁷卜⁵⁷⁸成⁵⁷⁹ル⁵⁸⁰充⁵⁸¹学⁵⁸²校⁵⁸³テ⁵⁸⁴焼⁵⁸⁵拂⁵⁸⁶テ⁵⁸⁷同⁵⁸⁸國⁵⁸⁹衆⁵⁹⁰名⁵⁹¹へ⁵⁹²来⁵⁹³リ⁵⁹⁴又⁵⁹⁵漂⁵⁹⁶列⁵⁹⁷登⁵⁹⁸
老⁵⁹⁹山⁶⁰⁰へ⁶⁰¹入⁶⁰²ル⁶⁰³ト⁶⁰⁴云⁶⁰⁵々⁶⁰⁶
一 御九月十三日⁶⁰⁷武⁶⁰⁸列⁶⁰⁹豐⁶¹⁰嶋⁶¹¹郡⁶¹²赤⁶¹³京⁶¹⁴ニ⁶¹⁵於⁶¹⁶テ⁶¹⁷三⁶¹⁸井⁶¹⁹坪⁶²⁰内⁶²¹定⁶²²致⁶²³婦⁶²⁴御⁶²⁵次⁶²⁶
二⁶²⁷儀⁶²⁸職⁶²⁹春⁶³⁰十⁶³¹代⁶³²女⁶³³後⁶³⁴春⁶³⁵女⁶³⁶病⁶³⁷死⁶³⁸壯⁶³⁹八⁶⁴⁰歳⁶⁴¹法⁶⁴²名⁶⁴³春⁶⁴⁴蓮⁶⁴⁵妙⁶⁴⁶貞⁶⁴⁷信⁶⁴⁸女⁶⁴⁹東⁶⁵⁰京⁶⁵¹涼⁶⁵²
草⁶⁵³禪⁶⁵⁴宗 汎⁶⁵⁵海⁶⁵⁶禪⁶⁵⁷寺⁶⁵⁸三⁶⁵⁹集⁶⁶⁰
同⁶⁶¹十⁶⁶²丁⁶⁶³丑⁶⁶⁴年⁶⁶⁵
一 以⁶⁶⁶阜⁶⁶⁷康⁶⁶⁸御⁶⁶⁹年⁶⁷⁰始⁶⁷¹ニ⁶⁷²出⁶⁷³ル⁶⁷⁴ニ⁶⁷⁵不⁶⁷⁶及⁶⁷⁷趣⁶⁷⁸ニ⁶⁷⁹不⁶⁸⁰出⁶⁸¹也
一 御正月十七日⁶⁸²尾⁶⁸³列⁶⁸⁴名⁶⁸⁵吉⁶⁸⁶屋⁶⁸⁷ヨリ⁶⁸⁸坪内⁶⁸⁹高⁶⁹⁰國⁶⁹¹輪⁶⁹²女⁶⁹³成⁶⁹⁴女⁶⁹⁵娘⁶⁹⁶照⁶⁹⁷女⁶⁹⁸ヲ⁶⁹⁹
送⁷⁰⁰レ⁷⁰¹来⁷⁰²ル⁷⁰³稻⁷⁰⁴葉⁷⁰⁵家⁷⁰⁶不⁷⁰⁷勝⁷⁰⁸手⁷⁰⁹ニ⁷¹⁰付⁷¹¹テ⁷¹²暫⁷¹³ク⁷¹⁴覆⁷¹⁵リ⁷¹⁶哭⁷¹⁷候⁷¹⁸ヤ⁷¹⁹賴⁷²⁰テ⁷²¹手⁷²²紙⁷²³持⁷²⁴
衆⁷²⁵人⁷²⁶力⁷²⁷奉⁷²⁸ニ⁷²⁹衆⁷³⁰リ⁷³¹来⁷³²ル⁷³³也⁷³⁴御⁷³⁵明⁷³⁶三⁷³⁷日⁷³⁸御⁷³⁹五⁷⁴⁰ノ⁷⁴¹過⁷⁴²出⁷⁴³立⁷⁴⁴ニ⁷⁴⁵ノ⁷⁴⁶宮⁷⁴⁷迄⁷⁴⁸見⁷⁴⁹
送⁷⁵⁰リ⁷⁵¹荷⁷⁵²待⁷⁵³長⁷⁵⁴八⁷⁵⁵也⁷⁵⁶名⁷⁵⁷吉⁷⁵⁸屋⁷⁵⁹前⁷⁶⁰津⁷⁶¹横⁷⁶²井⁷⁶³三⁷⁶⁴太⁷⁶⁵夫⁷⁶⁶方⁷⁶⁷へ⁷⁶⁸歸⁷⁶⁹ル⁷⁷⁰
一 御九月十一日⁷⁷¹夜⁷⁷²ニ⁷⁷³入⁷⁷⁴奥⁷⁷⁵田⁷⁷⁶津⁷⁷⁷市⁷⁷⁸卜⁷⁷⁹定⁷⁸⁰女⁷⁸¹朱⁷⁸²ル⁷⁸³昨⁷⁸⁴御⁷⁸⁵八⁷⁸⁶月⁷⁸⁷廿⁷⁸⁸二⁷⁸⁹日⁷⁹⁰名⁷⁹¹

子屋ヨリ當村子一志與田孫而方一來此保能女比生年、出生

今年三載也未ハ十一成更年船ハ月廿八日潮五ツ時出立名古

屋一歸ハ笠松向フホウ工造長八見送り申儀

一柳三月五日ハ日手校取給投遣列羽栗郡村字河田嶋平

也常軍者壹合程入ル蓋志ヲ相ノ箱ニ入ル絹扇黄志、真田紐

也杯朱塗縁赤輪比盆又リ内五七ノ相陽、盆紋壹ツ得并銀又

平嶋村二當字鳥敷平島學校ニテ取儀也

一去九乃子年柳三月廿八日御布告戸長岩嶋治右工衛門ヨリ

相達又自令大礼服着用並ニ軍人及ヒ警察官等守制規ル服

着用、節ヲ除ク、外帶刀被禁使此旨布告候事但違犯ノ者ハ

其刀可取上事明治平三月九日大政大臣三條實美

一當丁翌年ヨリ益禄公債証書ト成ル

一柳十一月廿五日瀧州學見郡加納宿ニ於テ銀行會社之目的

見付名社へ起込額度ニ付此項中坪内高國掛ケ合ニ行キ元

加納藩壯彙職工書付今日差出入矢部光栄モ一所ニ高國果次

差出入矢部ハ八柳一柳、柳敬次即益益茶太五拾五ニ兵衛平次

一金銀千三百三拾圓也

此利子六朱利

今做被 仰出候御趣急ニ付其銀行會社江右松金豫御組込被

廠下置度此段奉願候也

明治十年十一月

平内芝年

一柳十月廿七日戸長岸仙右衛門ヨリ相達ル

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

一柳十一月廿七日

調へ所持人姓名相記レ可差出旨公違有之ニ據リ本縣ニ寄ニ

号ヲ以テ右書有無之境可申出旨相違置候如今以何等不申出

向モ有之取調方甚差丈候条来ハ十二月十日限各區内無誤取

調有無共必不可申出此旨更ニ相違候事

此阜縣權令小崎判準

前書之通御達ニ相成候ニ付及通知候當ホ而五十号御達之趣

村内篤卜御調之上來月一日迄ニ有無御書御差出有之度候也

明治十年十一月廿八日

田嶋正三郎

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

加目江差出不由由緒ト姓ト名ト連ノ系圖職守録圖定ナヨリ

當家凡係項迄之系圖御達ニ奉取之儀又坪内高國御一新後士族

一柳十一月廿五日瀧州羽栗郡平嶋村坪内家系圖由諸書壹冊權

區長得栗郡中野村田嶋正三郎宅へ坪内高國差出入年子年柳

定江行初二八朔心月也五日石田氏入來也
 一 御九月七日石田勇右衛門給納持茶一酒有金壹圓一禮服
 拾貳圓一末慶齋相以上登八ノ時頃也酒飯ヲ出入
 一 御九月五日坪内兼次即今日引移り釣物三約茶等長持釣臺
 道具本海道ヲ行ク事嶮新ラ西へ加中嶋村出山中仙蓮筋ヲリ
 如納高八下緩手ノ出先キ茶所ノ向ノ北側ノ茶屋並ニ而先方
 ヲリ迎テ人足延立也登後伸入石田勇右衛門迎ニ入奉酒肴奉
 膳出ス夕七ノ半前頃出立兼次即下高國給納也日入前出立高
 掛荷ハ七候西明印食村ハ中嶋村掛リ三廻行好ニ出下川手村
 石田氏宅へ暮六ノ邊普柴田氏親親同薄本寺重次入奉ス
 夜五ノ時頃加納宿二丁目既覺テ茶田家宅へ到着ス五ノ半邊
 荒庭相濟ハツ時頃開ノ親類登帷ヨリ表ル兼次即今年十六歳
 也夜ハツ半頃高國引取申度同云云此ハ茶田勝家ノ孫也
 下條石工間ニ一ノ字ナリ慶ノ内ニ三宅家ノ孫也
 一 御九月九日中刻前ヨリ追々快晴 朝走御遊行北陸
 一 御九月九日年々御祖母平勢女御三郎君上加納上御遊竹屋
 見天定年端々家族母平勢女御三郎君上加納上御遊竹屋
 下云御女ノ仕立座ニテ持見正九ノ時頃、由立而 朝走遊
 向ノニ老入御出、由新同也九日時學校へ御順幸ニテ西御坊
 御旗儀へ御引取登前也又登後東御坊へハ岩倉殿御名代高國
 御代ヲ持見久御所東御坊燒内南側町家ニ家也今夜長良川
 鵜飼御見物御忍びニ而 朝走出御奏向キハ岩倉見物ト披露
 ナリ御同也五日雲リ高國前庭ヨリ下川手村石田勇右衛門定
 止宿東白之前頃ヨリ御道具廻通行長持凡貳百桿程乘馬十

八九匹約リ荷少々御駕籠志垣人ヲ車ニ乘換入茶舟番ニ荷程
 朝正五ノ時刻ナリ 天子旗御通行江都宿八幡町三ノ上
 御通先キへ馬上ニテ左右壹人宛壯丹ノ姓 御舟番之人此人所
 御通候ハ正西ハ天子様相向テ大福也其次ニ五人程長身ノ翁
 引提馬奏也續テ十人程同様也夫レヨリ 朝走御馬車也馬ニ
 足ニテ坐ク前三尺程高クシテ西人並居ル也馬ヲ自由自在ニ
 致ス也其御旗ニ御節造リ長七尺針正而ニ 朝走少シ九ノ
 衆御寄リ被遊右ノ方少シ御向キ被遊候トミへ候相向テ大
 佛堂信也大藏省ノ筆頭也左右碯子張ノ如クニ二明ニテ碯
 子十キガ如ク其次岩倉ノ馬車碯子蒙リテカ少シモ不見テ
 切リ候也衆ノ方ニ居候人皆見度候由又其次天子御懸簪之馬
 車廣楯リ在之也其跡ヨリ人方多ク行也凡四填本之五六十
 石程ニモ無之御同暫也笠松村渡松場、上テニ御休息所出衆
 藩江司家ノ如格始テ排ル十一加御遊御旗也 橋御通行之
 時ハ御駕籠ノ由今日天氣曇リ也御十月廿三日 朝廷令日名
 古唐御發策東京へ御還幸ノ由也
 一 御七月廿八日朝五ノ時出立坪内高國婦安延尾列各屋前
 津横井三太夫方へ歸ル笠松向テホケ江並長八段女ヲ帶送ル
 一 御十月八日 幸見那加納宿新町海老屋亭主元大垣藩 碯
 助入湯老也世部ニテ坪内定年師匠大垣藩士伊藤一藏先生ヨリ
 録新神道無念流目錄ノ印可傳授也成泉美江寺 町ニ於テ
 也金五百足藏札也明治十五年五月廿九日 碯郡長門人
 神主淺野大和寺門人如五郎今十年見御旗加納宿長門人
 神主中津行達 碯役馬依藤又松前近平見御旗加納宿長門人
 神主藤次安行 碯馬依藤又松前近平見御旗加納宿長門人
 又近年碯一御旗門也碯置也今年七十四載也
 一 御十月九日 坪内高國加納藩茶田氏へ兼次御送給待衆
 同日即刻彼所ニテ戶長辻啓明ヨリ受取書贈村木一印持來ル

一 柳十一月 尾列鎮憲兵二大隊入夏量千六百人檢出入新加納
 村止宿後各警署二役家出來調練又柳十一月廿一日 柳遊八泉
 每年也又時ニヨリ加洲ヨリモ大砲調練又其後調練モ在リ

同十二己卯年 閏三月大

一 柳二月廿八日 仲人下川幸村ニ由事右衛門区岩塚鎌方ノ
 末几坪内藤次郎送替持參翌日柳此地出受取書ヲ右同ノ方送
 持テ違又藤次郎先方ヲ違ニ申ニ當方ヨリ引上レ先古三四
 八日ノ由養母甚々六ツク敬由身代ハ至テ宣歟由也

一 柳二月廿一日 夜給張如ヲ罷セ付置置方尾列愛知郡名古屋前
 津鐵井三木夫下屋敷ニ於テ稻葉勝基延テナリ出奔又同國幣
 四村ニ来レ又大山江ニ行ノ難難ニ行ニ難ニ鐵製連行治計雖立
 二件無擔次片也雖銀トモ三舟正月下同岸向島國船足船合
 一 柳三月廿三日 送女道稻葉榮壽縁ニ付契橋來レ先方、日附
 右之通り也當方着狀ハ柳三月十五日也當日着狀ノ日附ニ
 子請取書遣又

一 柳三月十六日 室見郡上加納村各民島藤田清三郎方ノ坪
 内藤次郎ヲ置置テ二違ニ二付送替當村戸長伊藤次郎ヨリ受
 取熊田氏ノ違又誤テ清三郎即也柳三月十八日 右ノ請取書
 右同人持參又翌日戸長伊藤次郎差出入往八武次、由也
 一 柳四月廿七日 各務郡新加納村梅村屋ヨリ二通同時ニ相違
 又尾列愛知郡名古屋回藩士富永藤原總母團舞院去レ柳六月
 十二日 夜子、上列病死行年七十六歳又化元甲子年誕生ナリ
 坪内高圓堂十警女ノ實母也又通、病氣五六ヶ年以前ヨリ中
 風病也明治十丁丑年ヨリ愛知郡五箇町村姉娘貞田主馬良雄
 後室良心院佛堂ニ居テ居テ今敬當王岡田基雄方ニテ
 病死奥由久ヨリ大病也立神附ハ宮永之房来ニ住テハ中
 法名圓鏡院具樂泰運宮海法尼寺ハ門前町堂町日淨山宗鎮西

一 柳四月廿一日 甲子、日河内國 柳大産村元柳位改村小柳銀
 行支店百三十壹國立銀行倉六万圓ニテ今日開禁至酒飯出又
 坪内島國出頭又

一 柳六月廿三日 坪内高圓出頭銀行社ニ於テ増金、并借金之
 證書差出又以上三通也倉倉三百三拾圓也受人者元加納藩士
 族吉田文行也加納三丁目北側和果造ヲ借用有邊銀行會社也
 一 柳五月廿五日 尾列 郡樂田村家助ノ孫市ノ遺又一日
 大山ノ庭女參ル由前ニ月大山蒸中ニ孫市ノ姉片身尾候女子
 在ニ候右ノ娘能存居来リ候知三光院橋前西側茶屋ニテ連
 一十日頃迄ニ是非々々来ルヤヲ引合置歸ル

一 柳六月十九日 奥田孫市延テヲ尾列樂田村ヨリ連レ來ル同
 人迄ノ也四五日之ヲ岩塚鎌方ニ呼寄セ見致テ柳六月廿
 九日 夜岩塚鎌方ヨリ同人妻周外女連レ來ル夏々辛巳年柳
 六月十九日 送還留又
 同十三庚辰年

一 柳二月廿二日 尾列愛知郡名古屋住尾塚家田藩士太田家女
 峰社女今年十七歳ノ坪内定年ヨリ婚納連又
 一 柳三月十五日 元高二百石太田家女ニ子夜六ツ年時頃入
 力車ニ乘テ到テ着婚札相澤警務府添来ル
 一 柳四月廿八日 太田家ニ子女里持キ
 一 柳三月廿二日 維縁申遣又
 一 柳三月廿四日 区ニ違又也
 一 柳五月廿九日 尾列名古屋警務町堂町目元高二百五十石内
 藤昌之妹久也父内藤又兵衛藤原昌文ニ女藤原三丁卯年六

月十七日朝ヨリ四ツ時迄、内ニ出生當辰年拾四歳ハ結婚遊
 一 期四月廿九日尾列名古屋ヨリ引換ハ人力車ニテ笠松江廻
 上仲人誂安藤幸八郎古檀屋併安藤侍一人熊山田吉定安藤
 復祥流物拾三瓶一本入乗夜五ツ前市朝到着禮祀盃首尾能
 相濟八歳及八瓶兵衛藤田啓吉、明治ハ乙丑年
 宗藏寺、理亮藤原隆慶、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 梅屋寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 之ニ後、一名二院寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 十所官、年東京ヨリ、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 二、後、同、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 百、内、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、

一 期四月廿九日尾列名古屋ヨリ引換ハ人力車ニテ笠松江廻
 上仲人誂安藤幸八郎古檀屋併安藤侍一人熊山田吉定安藤
 復祥流物拾三瓶一本入乗夜五ツ前市朝到着禮祀盃首尾能
 相濟八歳及八瓶兵衛藤田啓吉、明治ハ乙丑年
 宗藏寺、理亮藤原隆慶、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 梅屋寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 之ニ後、一名二院寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 十所官、年東京ヨリ、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 二、後、同、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 百、内、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 一 期五月廿九日尾列名古屋ヨリ引換ハ人力車ニテ笠松江廻
 上仲人誂安藤幸八郎古檀屋併安藤侍一人熊山田吉定安藤
 復祥流物拾三瓶一本入乗夜五ツ前市朝到着禮祀盃首尾能
 相濟八歳及八瓶兵衛藤田啓吉、明治ハ乙丑年
 宗藏寺、理亮藤原隆慶、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 梅屋寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 之ニ後、一名二院寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 十所官、年東京ヨリ、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 二、後、同、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 百、内、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、

月十七日朝ヨリ四ツ時迄、内ニ出生當辰年拾四歳ハ結婚遊

一 當年ニ相成寄高直玄米金壹圓ニ付九件五合也白米八升也
 昨己卯年九月頃ヨリ追々高價ニ成ル瀬列ノ相場也四月
 少々下落ハ玄米壹圓以迄如ニ壹斗〇三合位也東京三四月頃
 金壹圓ニ白米七升上酒壹斗世錢小申奉古今未嘗有之事共也
 又時銀百數ヲ以テ在田ハ及志ハ銅錢十ヲ重バ、下百ト
 昨己卯年、當作ハ日本平均七千ニ概年ニ毛無之由、對聞ニ在
 一 期四月廿九日尾列名古屋ヨリ引換ハ人力車ニテ笠松江廻
 上仲人誂安藤幸八郎古檀屋併安藤侍一人熊山田吉定安藤
 復祥流物拾三瓶一本入乗夜五ツ前市朝到着禮祀盃首尾能
 相濟八歳及八瓶兵衛藤田啓吉、明治ハ乙丑年
 宗藏寺、理亮藤原隆慶、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 梅屋寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 之ニ後、一名二院寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 十所官、年東京ヨリ、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 二、後、同、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 百、内、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、

一 期四月廿九日尾列名古屋ヨリ引換ハ人力車ニテ笠松江廻
 上仲人誂安藤幸八郎古檀屋併安藤侍一人熊山田吉定安藤
 復祥流物拾三瓶一本入乗夜五ツ前市朝到着禮祀盃首尾能
 相濟八歳及八瓶兵衛藤田啓吉、明治ハ乙丑年
 宗藏寺、理亮藤原隆慶、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 梅屋寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 之ニ後、一名二院寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 十所官、年東京ヨリ、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 二、後、同、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 百、内、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 一 期五月廿九日尾列名古屋ヨリ引換ハ人力車ニテ笠松江廻
 上仲人誂安藤幸八郎古檀屋併安藤侍一人熊山田吉定安藤
 復祥流物拾三瓶一本入乗夜五ツ前市朝到着禮祀盃首尾能
 相濟八歳及八瓶兵衛藤田啓吉、明治ハ乙丑年
 宗藏寺、理亮藤原隆慶、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 梅屋寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、藤原隆盛、藤原隆盛、
 之ニ後、一名二院寺、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 十所官、年東京ヨリ、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 二、後、同、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、
 百、内、理亮藤原隆盛、理亮藤原隆盛、

月十七日朝ヨリ四ツ時迄、内ニ出生當辰年拾四歳ハ結婚遊

五月五号終究一本樂屋

一 鐵脚鉄地ニ付金壹
卅完遊權レレバ金拾四元紙九月
月ヨリ翌年三月迄項選一茶摘
テ賣ケケ年貳錢宛一条ヒキ女運上 賢宛一壹種電杖ニ付

終宛買人ヨリ出ヌ糊詰計ニシテ一男一女奉公人運上

一年賣、外地守帳ト云モ、地價百圓ニテ五円ヨリ八圓ニ
至ル一印紙策ニ張金借証書ニ張紙詰附ニ付ニセ紙印紙壹枚

藤元五十四ニ付ニテ紙印紙壹枚紙銀ハ又世傳也一一大ニキ年伍
號百五十四ニ付ニテ紙印紙壹枚紙銀ハ又世傳也一一大ニキ年伍

老今年金一円一土旅稼稅ニ付五錢米拾五圓半十五圓一火車元罰金

吉円宛明六八年止ハ一貫金本樂屋金百六十六
円ヲ國元引取ヨリ前村百姓本樂屋ハ下區ニ又同部知ニ等買

丹野國元引取ヨリ前村百姓本樂屋ハ下區ニ又同部知ニ等買
房分ト云キ事ハ長引ク取リ出ルニ由ル也又同部知ニ等買

高ニ應高孫邦使出狀ニ二錢印紙張ルハカリニ掛テ目方多
寄附テ其代價ヲ以テ不納テ助走入一湊金出訴、領書ニ金

キ氏ニ枚張ル事又及物ニ張ル本樂屋又小賣、賣幣冬少印紙
張ルハ應ハ一箇餘尚賣 一箇餘尚賣

一 鐵屋 一 鐵屋
卅七十五號宛増下カヨリ出鐵脚治十三庚辰年ヨリ五ケ年

ノ間出金又同十九戊戌年ヨリ本曾川堤善請始ハ流村年三
三間程又今度鐵脚道上ノ八割ハ歸ル見積一積脚屋銀拾五圓金壹

圓一直シ鐵錢ハキ年二度五十錢宛一其外冬ノ樞付ノ違無稅
者金貸ヒ高賣醫婦等、大金ヲ貸ヒ借也一何高賣ニテモ掛ケ

札一枚ヨリ二三四枚ニ至ル一々鐵札受ル又物ニ鐵札手數料
由入一地所改メニ相成新田見取リ野山林等尽ク奉回ノ年賣

卜成ル一積金寄付ハ年々村卜位何ニ置加借付ヨリ一
年ニテモ御救金銀十シ昨四年廿ノ暮下迄留無ニ付ナシ、

人不作ニラヒ一東京ニテ近親縁者ハ火事見舞等テ傳ニ行事

不相成匠兵打擲レテ引フレ行由也一因窮者ニ割見ト同ト唱

引家割見ハ不出時ハ公賣ト感ヘテ孝悌ハ脚脚上ノ賣料無

下請金ハ寄附ヨリ出ヌ地方稅ニ規矩キ及寄無規矩等ノ半規

出采元五十四ニ付ニテ紙印紙壹枚紙銀ハ又世傳也一一大ニキ年伍

ノ又采元名頭尙賣往來其外是迄公用ノ古狀割ハ往來モ、廉、

止讀書者考經書五經古文十三經文選唐詩選小學等皆廢止

只當今ノ作文等ヲ用エ用ニ射習ハ射無クニ追々器械出來ニテ中

ヨリ下級々因窮也又不景氣卜成テ難決千萬也味ハ味

四年一絲積置帳ハ老ノ日ニ上カケテ十所成一日

一諸事規則、書出來ニテ公果談事理語テ不勝也代人又

一 鹿列ニテハ明治三四十年頭新製ニ被申付候讓列ニテハ勝手

次皆也官員ハ冬夕斬髮銀ニテヤクホト再物ヲ送リ封緘、高

袴ヲ着ヒ本ノ衣服ヲ用エ袖裾等ヲ用エ御免下歌ヲ同エカ

一尾列ハ八襟ニ成ル丁不相成充テ兼、内ニテモ選兵見付シ

ハ賈金出ヌ御肌十錢片乳五錢也

一 聯戶長ト云近年出來キテ甲申三四五村組合賣等リニ一ノ

入門申御機モ長一人其外掛リテ賣出ル大難邊ハ長又一人

一 類燒水ニテ家ヲ失ヒ大風吹テ倒家テテ毛焼ビ炊茶等一

知無之ヲ七八斗頃ヨリ小冬鏡ヲ与削家ノ分
 一凶年ニテ七年夏ニ引ケ無シ自分共ヨリ上ニ出テ置積金
 倍用ニテ此金ヲ以テ皆無ノ年夏ヲ湊入可矣次第也
 一區兵ト云モノ朝治三四五毎旦晝夜共在々町々見廻ル儀
 出陣出警又所々ニ分署ト云モ也此ヨリ出陣ト云モ也
 皆々憎テ或ハ打殺シ川ノ隈今入レ杯致シ候所々ニ在之
 一三種ノ神器ノ内ノ銅座止ニテ士族トイヘ兵帶刀不相成ナ
 ギカハ敵深着也官軍毛帶刀不成等也故ト國割ヲ慮忍ル兵陣置
 一神領引揚ケ配札不相成元手金壹段モ半當ナレ候宣座止右
 一内少々ハ神官立遣山伏齋止墨敷上ヘ引キ上テ也
 一僧侶皆領御朱印地又者自分持地引上ケ苗氏ヲ格ヘ陪姓ト
 成ル境内年ニ竹本共官有也本堂其外建物共同所尺本堂ノ説
 教ニ出ルナリ是迄、クリ方又ツ上ヨリ借用シテ健層ノ實ハ
 境外ノ住居ノ分ケ也又僧侶ノ庵シ本僧ト成門跡下亦明治
 十八年ニ至テ且家ト云事ヲ庵シ何寺祖家ト云傳寺
 一武家十分一ニ成シ儲蓄ト云事ニ懸輪ト云地ノ其外諸大
 出現米ト云地所引上ケ又禄ニ米俵運上ト云事ト云御取上
 リ下ケ安相場ニ相成ルニ五八衛ノ四度御流シ、此又十一月
 志度ニ御流シ遊観候、二度御流シ極也其時相續二度御流
 シト成其時ヨリ概米當家塚島御田五石四斗也上細ト成ル又
 其後金様公債ト成テ十年二分五厘當時一割半ニ分五厘ノ公
 債ト成ハ石ノ價半當家公債當年三百世金内九錢六厘六七ト
 成ル此年金内ニ付六米利此金六錢也此年五錢也明ニ付
 下分ニテ實積ハ分ヨリ志度五五分也端金内九錢六厘
 六毛者五金ニテ御下渡シ也明治九年子年被 仰出同十四年
 己年ヨリ此年之内ニ開引ニテ元金皆濟也都合世五ヶ年ニ

テ皆濟本氏ト成ル仕方立也元大石ハ金澤山ニ貫テ大橋若ト
 成ル旗本以下諸侍臣衆日々困窮ニ相成ル故ニ藝業遊女ト成
 ル類難シ又奉公ニ出茶屋奉公務弓ノ箭松ノ又ハ袖之致シ見
 亡表シ至極也武士ハ農業ハ不出奉高ハ皆損討リ元手金ヲ失
 候モノ討リ也追復難ト成リ早イカ運イカニ必ス莫之ト成
 而朝飯喰共昼飯ノ宛ナク赤ニハ皆悉ク食ト成也又町人モ出
 亡物多クシテ其上ノ不景氣ニテ金ガ廻ラズ米買難ク又百姓
 亡同断蓬戸ニ成ル勢ハ此公家成天不ハ蓬戸ニ成ルト云フイ
 一元大名讓本興力同心僧侶極宣山伏神官百姓町人極多ク食
 非人野合番人等ニ至ル迄上下ノ差別更ニ無之御政事ニテ外
 國ト見エル又織多縣令ト成リ又官員ト成ル由也皆端入也
 一僧侶ハ寺標有引上ケニ成シ共且家在之故安泰也一向宗本
 願寺有ニ仍テ寺ハ安金也始々庵寺合社之布告カレ六一心一
 向ニ百姓町人固ヨリ候間取潰難出來ニ依テ寺ハ立行ク八宗
 共本願寺ノ御影也
 一矮髪肉食妻帯可爲勝手ト被 仰出候又近年敬遠職ト云被
 立置候処廢止也俗籍ニ組込ニ相成申候
 一兵隊諸向キヨリ出ル死狀各々四旗本信保神官元公家殿別吏
 ニ無之年齡ヲ以テ是ヲ定ム勤仕ノ上ニ廣義盡之儀ヲ受テ雇
 入ト成リテ毛聊意人扶擡檀費イ又討死スレバ金十三圓出
 ル迄亦上ニテテ吊成レハ何モ不出由右吊ノ奉兵隊ヨリ出也
 又右雇人ト成レバ妻合出來イモ無又富豪トレバ親兄ノ
 養イヲ受ル因窮成バ難治也手切ラレバハ手仕事出來イニ
 代ノ遺世甚六ヶ敷又追々規則替リ親六十歳以上ハヨレ以下
 成バ長曾ニテモ出ル也確々親四十五十歳ニテモ猶身又ハ金
 弱成レバ親ニケニサ無之由活討ト御年貢ニ甚差支十カナリ
 親子兄弟法別レ見ルモ表シ至極ナリ

一 卯六月廿八日晴立日辰ノ申刻報立也新營年前
 七 卯三十日也男子誕生卯七月九日七夜空圖卜名付ク組織
 奉嶋村字西崎坪内屋敷興化ノ上ノ間ニ於テ誕生シテ所同
 隔年二月廿七日也五間程也卯六月廿五日坪内空圖湯城
 一 卯六月廿一日申年ヨリ以阜奉縣ノ地方稅出レ物ニ納付ス
 一 卯六月廿二日ヨリ學見郡加納町二丁目銀行大坂第三十一銀
 行卜合併ニ相成ル事ヲ聞ク儀出ルニ付右ハ儲蓄ヲ外
 一 卯六月廿三日尾刈愛國交親社ノ社長荒川定英同副社長長屋
 林一正荒川太郎定英石三名入カ来ニテ入來社大歡迎ニ出ル
 將軍長坪内高國始ノ也羽泉郡笠松村渡船場南角ノ茶屋ニ而
 休息スシヨリ塔々人カ来ニテ學見郡加納宿ノ丁町橋屋江一
 泊ス登九ツ時頃者也登後ノ八ツ時頃ヨリ加納宿町北側茶
 屋愛國交親社ノ社中海老屋坂順助方ニ於テ正副ノ兩社長長
 屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋
 說社長長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋長屋
 其後佛物ニ成テ天竺ノ佛時天竺ノ佛時天竺ノ佛時天竺ノ佛時
 中地書院ハ佛物ニ成テ天竺ノ佛時天竺ノ佛時天竺ノ佛時天竺ノ佛時
 江西會ニ至ニ演說聽聞入聖也
 善久平治蓋九ツ時頃ヨリ本廣町花角堂ニ於テ蓋居大面社
 長演說夕暮迄聖観成年聖観成年聖観成年聖観成年聖観成年聖観成年
 一 卯三月十六日朝辰ノ申刻坪内鐵火即西京ノ發足卯三月廿
 一 卯三月十六日朝辰ノ申刻坪内鐵火即西京ノ發足卯三月廿

閏七月小 閏四月乙年

二 卯六月十六日夜半頃定如與聖數三ノ間登下棟ノ切枝キ
 在沉ヨリ此項出入出檢々々此際ノ坪内定年聖數置故入ル
 事不成出奔入此ハ出鹿前ニエテ埋ツル也又昨此年辰庚寅ノ
 也一昨此年辰庚寅ノ辰庚寅ノ辰庚寅ノ辰庚寅ノ辰庚寅ノ辰庚寅ノ
 一 卯七月廿二日定國御堂參氏神地見大明神 疎 三社 疎
 屋敷領字 疎 二社御相殿東向江祭詣
 一 卯九月十九日坪内定國筆柄氏神ノ拜礼奉郷三社屋敷内鎮
 守江毛拜禮
 一 卯冬ヨリ来ル午年ノ春迄ノ暖キ事坪内高國切少ヨリ覺不
 申候
 一 卯七月尾刈愛國交親社ノ社長荒川定英同副社長長屋林一
 正京京ノ出足東京本社ニテ日本國中ノ社員會合ニ就テナリ
 一 卯九月十九日東京ヨリ歸村坪内高國初メ社中此名程尾刈
 田宮啓渡造迎ニ出迎入登四ツ時頃藝列四日布ヨリ蒸氣然ニ
 二番岸夕日ノ人前出立ニテ途中ヨリ挑燈ニテ船數凡二三人
 程數町打續キ般シ夜五ツ時頃橋町噴門新町五丁目林宅江
 著也談可祝劇 庄林ヨリ也中 中 出リ也 三 年 國 名 江
 一 卯十一月廿三日濃列厚見郡上加納平民 疎
 熊田清三節總 師手織持泰坪西高國婦女友女ヨリ初子來ル
 文通ノ營所三列聖海郡大濱淡中ノ切杉津松藏方ヘ向ケ出ス
 ヤウ申候又聖母ノ姓ハ且那耳林ナリ當人ハ林文平ト云由也
 同十五午年
 一 卯二月廿三日夜五ツ時頃ヨリ坪内餅三卯尾列津嶋ノ桑指与
 村ノ著共卜陸地歩行翌日夕七ツ時頃頂餅邑
 一 卯五月廿四日朝辰ノ申刻坪内鐵火即西京ノ發足卯三月廿
 一 卯五月廿四日朝辰ノ申刻坪内鐵火即西京ノ發足卯三月廿

坪内高國不知跡ニテ某ハ屋椽凡、上又者椽椽ニ掛リ居候由

濃列平嶋村其外ハ毛澤ハ

一 新二月十八日坪内鉢三郎拜景那平嶋村ニ畜地平嶋学校之

物教今日ヨリ出頭月給壹圓五十錢ナリ

一 新五月十四日坪内高國信川河中嶋善光寺ハ出立期五ノ時

申候新五月七日己、上判登申正信坊江到善即判備

一 新五月七日己、上判登申正信坊江到善即判備

御通夜仕候御十念サツカル夜九ツ時頃御願帳ニテ寺尊引取

使夜明テ御勤ニ在リ尼僧也サツクテ佛也サツクテ佛也サツクテ

此ハ佛也昨夜運夜之人凡三四百人禮也平山堂也此ハ佛也サツクテ

寺ハ引取候寺ニテ諸勤定昼支分済己、上判項出立今

坂同十四日坐光寺村元善光寺江參詣善光寺佐藤生二松藤林ニ各

古座屋敷ニ坐前ニ睡州ニ在リ赤、上判項也行又行又行又行又行

如桑奇ト六天善光寺ハ桑奇村夫シヨリ舟懸飯田ヨリ一里

先キ江行キ泊リ翌日山間ヲ通行シテ寺子宿ハ出立同十四日

無事ニテ日、入項第志ハ

一 新四月九日坪内定國初帳定午ノ利ハ唯日夜候ノ日御供

梅澤ハ入リ

一 新五月五日坪内定國初節句似耀日度候、金後晴少夕暮時ヨリ

酒宴夜子ノ上判項迄本幣ニテ銀々教目出度相濟申候ナリ

一 新六月七日午、別帳ラ口ニ申候大帳三本ハ中ニ大帳三本

一 新五月二十五日晴天ハ、日坪内定國初種痘當園拜景那堂

一 新六月八日晴天ハ、唯日坪内定國誕生祝儀達ハ氏神本

一 新四月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

濃岩村造ヨリ御統帳本ヨリ御統帳本ヨリ御統帳本ヨリ御統帳本

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

一 新二月十八日國會惣理板垣速助殿元藩岐阜ハ御入拜東美

右之通御達三付美濃國社更一同江御申通拜被下度候且跡
片付方三付御宗於申度候間早之志林迄迄御出頭被下度候也
七月十八日 元愛國久親社 常備費

坪内高國殿

一 船六月九日坪内定年尾列名古屋鑲臺、書記三出山日当尤
錢宛

一 船八月朔日坪内定年當國羽蒙那笠松羽蒙郡彼所江出頭
御儀日當拾五錢宛

一 船十一月五日坪内定年本役二被 仰付月給五圓也
一 船八月十八日 本村錄次加藤四郎當國羽蒙郡三郎笠田村
宇小屋場字板江今日ヨリ出勃

一 船七月十八日 當國季見郡岐牟今泉村觀基橋町住居森川童
種婦女茂茂女病死三歳法名雪花梅茂茂童津外季見郡岐
一 當冬一十月十羽蒙郡笠田村赤田方載ヨリ坪内氏系隨借還

一 船八月九日 尾列愛知郡名古屋白壁町或町目四縁家持中寫
三 代目定年 丸野十代目隠居賢宗坪内高國初而西會入先方、

系圖一覽又

一 船七月十一日 尾列愛知郡名古屋巾下五條町旧縁臺、代目
實小代目兼松十二代目時興元五郎二坪内高國初而西會入

先方之系圖有一見又統御年補書不詳也

一 船七月九日 尾列愛知郡名古屋日置下屋敷松重所十三番地
生駒周行一坪内高國行季元坪内玄蒲頭備定年兼定年兼元坪

一 船七月十八日 濃州厚見郡以早未屋町買嶋勘右衛門方江系
圖書二坪内高國行先年各務郡新加納村住浪人本古三郎兵

備二女ヲ娶二舟之本氏家系尋ナリ墳置此後而度行難分候
一 船八月朔日坪内定年春、間ニホソ厚見郡中嶋村磯崎等、

田清六 ○ 卯辰本原郡長川保正名殿

一 船六月十四日 坪内定年日当十六錢、慶二錢加増拾錢下成
一 船七月十八日 御採用雜縁ニ

一 船七月朔日 羽蒙郡平島村へ送替也ル
一 船八月朔日 本村錄次船飛列ヨリ語替字見郡岐牟中竹野

喜又平方孫富謙四五日過同町内、北、方東側開所ヲ入テ川
莊十郎ト云巡査方ニ同居亦罷 明頃季見郡上加納村下金津

町圖脚西側
一 申赤高賣ノ裏、ハナシ並歌平禮

借用銀八圓勤三木氏ヨリ世話スル其後同所裏ニ赤池墨畑、
年長又著スル 篠田治平ト云者方世話成リニ階住居又其後志

下 西側賣樂商業旅人宿松屋松井佐兵衛与裏ハナシ並
一 船八月廿四日 當國羽蒙郡伏屋村戸長ヨリ相違ニ本年撤兵

檢査之數春本月十日午前第五時三十分ヨリ羽蒙郡笠松村東
本願寺別院ニ於テ執行可有之ニ付而菅管内檢テ集合シ戸長

自引建檢査場へ発足可致答ニ付同日午前第四時揃ニ當從場
へ無邊刺心ニ出頭可有之此假違候事明治一年八月一日羽

郡狀屋々村戸長役場 藤平嶋村坪内錄次郎後追テ違書受
取之証トシテ別冊姓各、一捺印アリ夕ニ但親族ニ於テ受取

夕ル時ハ、參取人代印、音記載シ調印スベシ右邊代印人
一 同月 船八月三日 登前ニ相濟不念持船六日 船八月廿四日 過

一 船十一月廿九日 午後六時撤六、中判項与國郡上郡八幡へ
諸替被 仰付候午後七時、

一 船六月朔日 選使船ニノリ翌廿二日午前一時此分夜中判選項
上右知村江着船同野朝八邊出立歩行ニテ行程八里ノ如ク

一 卯五月廿一日 東京外櫻田教導團之虛國會開校議事場ニ相
 成候ニ付今日下總國東京府郡國府村邊之臺江校轉入東京ヨ
 一 卯七月十九日 巳ノ上刻ヨリ少ク風吹出シ去ノ上刻ヨリ
 強風ニテ申ノ中刻至而強風ニ相成事ノ上刻頃止ム村々ニテ
 倒家五軒十軒在リ当村往來七軒小幸四軒程明治三年午年以
 來ノ大風也火神拜廢毛例也
 一 卯五月廿一日 常ニ製作大不出來事京新聞ニ日本平均セテ三分作卜中事
 之由深別竹々葉ヨリ下毛塔無同様色散ノ烟ニ而毛縮ノヨク
 二相成五ツ畝ハ少ク能ク亦七畝ハ極不出來志散ノ烟ニシテ
 色々變リ有之又ノ少ク半作方上掛葉尺砲位ニ而總出急
 條邊々也横ヨリ見ルハ七八畝ノ向テ透通リ見ニ候程ノ荒
 々也坪内高國知權ノ時ヨリテ構成不作才不知又屢敷烟却テ
 出來能沖中殺打在權場至テ不作也百姓申ニハ昨冬ヨリ中
 在候故早ノ華候變能燈毒不作ノ由也丑ノ作ハ三分作四ノ作也
 一 卯五朋紫馬ニ日本國中大小ノ水損洪水河内國第一之大
 洪水瀧水尾瀧ニ石ノ堤ニ平治河州大水ニ而瀧江ノ江ニ
 大坂水筒地ニ理長江別大洪水尾列志方石程入水皆圖郡
 岷阜大洪水同國 郡百八藤輸洪水志別馬羽津津勢列四日
 市京名共強波奥列高橋比三列一方石程入水瀧列山口加入
 一 卯五月下旬 梟橋變雨ニ臺牙四外ニテ白米卜同直盛 不効
 一 卯六月下旬 大豆茄子不出來節中冷野 動在 餘村地久ニ冷ニ
 一 卯八月廿七日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 一 卯十月廿五日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 序三列元岡崎藩中根氏ノ系圖ノ事ニテ行郡八日外申ノ
 上刻頃登町中根邊水賣名惣易五十三載歲集江初ノ面會翌廿七
 九日 意易同俾且那寺澤土赤知會院派隨念寺江森替夫トヨリ

同國幡豆郡西幡豆村林久市方一夜六ツ週ニ若入ノ花ニテ
 凡奉力ノ女孫祭之物ヲ帶而安奉寺ノ風呂江ノ邊ニテ
 一 卯五月廿一日 常ニ製作大不出來事京新聞ニ日本平均セテ三分作卜中事
 之由深別竹々葉ヨリ下毛塔無同様色散ノ烟ニ而毛縮ノヨク
 二相成五ツ畝ハ少ク能ク亦七畝ハ極不出來志散ノ烟ニシテ
 色々變リ有之又ノ少ク半作方上掛葉尺砲位ニ而總出急
 條邊々也横ヨリ見ルハ七八畝ノ向テ透通リ見ニ候程ノ荒
 々也坪内高國知權ノ時ヨリテ構成不作才不知又屢敷烟却テ
 出來能沖中殺打在權場至テ不作也百姓申ニハ昨冬ヨリ中
 在候故早ノ華候變能燈毒不作ノ由也丑ノ作ハ三分作四ノ作也
 一 卯五朋紫馬ニ日本國中大小ノ水損洪水河内國第一之大
 洪水瀧水尾瀧ニ石ノ堤ニ平治河州大水ニ而瀧江ノ江ニ
 大坂水筒地ニ理長江別大洪水尾列志方石程入水皆圖郡
 岷阜大洪水同國 郡百八藤輸洪水志別馬羽津津勢列四日
 市京名共強波奥列高橋比三列一方石程入水瀧列山口加入
 一 卯六月下旬 梟橋變雨ニ臺牙四外ニテ白米卜同直盛 不効
 一 卯六月下旬 大豆茄子不出來節中冷野 動在 餘村地久ニ冷ニ
 一 卯八月廿七日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 一 卯十月廿五日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 序三列元岡崎藩中根氏ノ系圖ノ事ニテ行郡八日外申ノ
 上刻頃登町中根邊水賣名惣易五十三載歲集江初ノ面會翌廿七
 九日 意易同俾且那寺澤土赤知會院派隨念寺江森替夫トヨリ

一 卯五月廿一日 常ニ製作大不出來事京新聞ニ日本平均セテ三分作卜中事
 之由深別竹々葉ヨリ下毛塔無同様色散ノ烟ニ而毛縮ノヨク
 二相成五ツ畝ハ少ク能ク亦七畝ハ極不出來志散ノ烟ニシテ
 色々變リ有之又ノ少ク半作方上掛葉尺砲位ニ而總出急
 條邊々也横ヨリ見ルハ七八畝ノ向テ透通リ見ニ候程ノ荒
 々也坪内高國知權ノ時ヨリテ構成不作才不知又屢敷烟却テ
 出來能沖中殺打在權場至テ不作也百姓申ニハ昨冬ヨリ中
 在候故早ノ華候變能燈毒不作ノ由也丑ノ作ハ三分作四ノ作也
 一 卯五朋紫馬ニ日本國中大小ノ水損洪水河内國第一之大
 洪水瀧水尾瀧ニ石ノ堤ニ平治河州大水ニ而瀧江ノ江ニ
 大坂水筒地ニ理長江別大洪水尾列志方石程入水皆圖郡
 岷阜大洪水同國 郡百八藤輸洪水志別馬羽津津勢列四日
 市京名共強波奥列高橋比三列一方石程入水瀧列山口加入
 一 卯六月下旬 梟橋變雨ニ臺牙四外ニテ白米卜同直盛 不効
 一 卯六月下旬 大豆茄子不出來節中冷野 動在 餘村地久ニ冷ニ
 一 卯八月廿七日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 一 卯十月廿五日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 序三列元岡崎藩中根氏ノ系圖ノ事ニテ行郡八日外申ノ
 上刻頃登町中根邊水賣名惣易五十三載歲集江初ノ面會翌廿七
 九日 意易同俾且那寺澤土赤知會院派隨念寺江森替夫トヨリ

一 卯五月廿一日 常ニ製作大不出來事京新聞ニ日本平均セテ三分作卜中事
 之由深別竹々葉ヨリ下毛塔無同様色散ノ烟ニ而毛縮ノヨク
 二相成五ツ畝ハ少ク能ク亦七畝ハ極不出來志散ノ烟ニシテ
 色々變リ有之又ノ少ク半作方上掛葉尺砲位ニ而總出急
 條邊々也横ヨリ見ルハ七八畝ノ向テ透通リ見ニ候程ノ荒
 々也坪内高國知權ノ時ヨリテ構成不作才不知又屢敷烟却テ
 出來能沖中殺打在權場至テ不作也百姓申ニハ昨冬ヨリ中
 在候故早ノ華候變能燈毒不作ノ由也丑ノ作ハ三分作四ノ作也
 一 卯五朋紫馬ニ日本國中大小ノ水損洪水河内國第一之大
 洪水瀧水尾瀧ニ石ノ堤ニ平治河州大水ニ而瀧江ノ江ニ
 大坂水筒地ニ理長江別大洪水尾列志方石程入水皆圖郡
 岷阜大洪水同國 郡百八藤輸洪水志別馬羽津津勢列四日
 市京名共強波奥列高橋比三列一方石程入水瀧列山口加入
 一 卯六月下旬 梟橋變雨ニ臺牙四外ニテ白米卜同直盛 不効
 一 卯六月下旬 大豆茄子不出來節中冷野 動在 餘村地久ニ冷ニ
 一 卯八月廿七日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 一 卯十月廿五日 坪内高國尾列 郡堂寺ノ村ノ境内不動
 會江森詣ニ出立廻航八日橋瀧江浦 高國 心種 舟ノ餘三舟物
 序三列元岡崎藩中根氏ノ系圖ノ事ニテ行郡八日外申ノ
 上刻頃登町中根邊水賣名惣易五十三載歲集江初ノ面會翌廿七
 九日 意易同俾且那寺澤土赤知會院派隨念寺江森替夫トヨリ

此手力境内花火場竹ヲ各垣ニ入ル進出持ノ人足十人余在之

度進村知通ニ村字

地行住秋田氏次郎申人昆符河江
難込ニ引上ケ即今吳儀無事也落所不知西三日立于高岡豆腐
七下持奉謝礼ニ行ノ義前村答ハ腰張太石工門三ツテ
一昨十八日酉至即五月廿一日羽粟郡本嶋村本郷小字奥屋敷
二番地一向京東本願寺法傳正寺ニ於テ坪内録女初植檀誓請
濃洲學見帶本嶋村岸慶之助ハ母祖母

一船四月廿七日ヨリ下総國野芝原ハ銘漢習ハ開行軍筑
波山禁止宿城波山ニ帶体山ノサナギノ尊ハ社在也此一日逗留
中興無嶋大明神江祭詩下総國成田山不動尊江祭詩又惣五郎
仕置場ノ前通行也高十町餘林ノ内志石無立又相三月廿五日
昼飯湯之基ニテ歸着船ニ引也船ヨリ船取月一廿日迄三日

間ノ内懸停休職也
一船五月十三日大試檢艇行セラレタリ即六月廿七日卒業完
狀元知列藩淺田傳興ヨリ御下ケ渡シ濃洲學見帶ヨリ十
二時時迄ニ相濟道ニ其日出立々々七ツ半頃京東江着京新橋
邊ニ止宿翌廿八日横濱ヨリ四時四時ノ夕七ツ時葉葉船出
帆兵隊着入ヨリ又廿九日午後六時ノ上船ノ時號列四
日市江着船即廿月廿四日市ヨリ尾州宮宿ニ着蓋松ニテ着
船夫レヨリ人力車ニテ濃洲羽粟郡笠松村流松江カノリ此節
ノ高次行ニ行所通行圓城寺村ヨリ平嶋村字西嶋八左工門前迄
人力車也夫レヨリ荷物自身持奈也金拾圓〇四錢入費ニ下賜
内掛費一日四錢荷物一引五錢又日曜日ノ取也餐費ツ少レ前
項坪内録三郎入來遊帳見舞ニ奉呈即六月二日歳前兄定年毛
行ノ山産菓子箱持各賢ノ菓子ニ皮岩塚湯之物同清物ヲ招ク
贈物ニ成ニ母今日高岡古古屋ノ行談家相用始翌日歸八町ニ
日料三郎ヨリ所々江ノ産物遣入味謝誌相用始翌日歸八町ニ

蘇賀江善此高岡郡赤石工門久輪磯市鴻之物長八久左工門平
七常石工門賢次郎ト長瓶清助蘇石工門賢助ハ八ノ年貞三
即若宮地村江行ノ蘇賀團ニ蘇賀團ニ蘇賀團ニ蘇賀團ニ蘇賀團
ノ年廻ル項上心願計録三郎藏前村江行川殺生高邊道四ツ項
高岡藏前村ハ行ノ細級生ノ老川蘇燒最中も都也蘇賀團蘇賀團
工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團
蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團
蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團工門此項蘇賀團

者服ニ入來荷物持來加蘇石工門用城渡飲ヲ致ス尾別
村迄送ル五ツ半頃皆々元右工門藏進見送ル高岡毛同前
一以皇縣士族坪内録三部坂榮科生徒申付候事明治十八年二
月十三日陸軍教導團樂教生徒坪内録三部二等生徒申付候事
明治十八年十月十六日教導團弘弘兵大隊團長蘇賀團二等生徒
坪内録三部一等生徒申付候事明治十九年三月十三日教導團
本部第四百七十一隊陸軍教導團生徒坪内録三部一等生徒
六月六日兵科奉養部上ノ印面也明治十九年六月廿五日陸軍
教導團團長陸軍歩兵大隊團長蘇賀團三等官邊也陸軍教導團歩兵大隊
長陸軍歩兵少佐蘇賀團二等官邊也陸軍教導團二等官邊也陸軍教導團
長陸軍歩兵少佐蘇賀團二等官邊也陸軍教導團二等官邊也陸軍教導團
長陸軍歩兵少佐蘇賀團二等官邊也陸軍教導團二等官邊也陸軍教導團
長陸軍歩兵少佐蘇賀團二等官邊也陸軍教導團二等官邊也陸軍教導團

基府申付明治十九年六月廿五日陸軍省
一船六月六日坪内録三部東京ヨリ到着ノ蘇賀團江蘇賀團
一船七月三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支

一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支

一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支

一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支
一船七月廿三日三列豐橋分營附被仰付候ニ付出支

今小崎津藏定江罷出當國五日御奉書到奉同七日午前七時出頭坪内安平田崎正衛間道入於御役所二被 御侍御書并課長磯野重遠殿ヨリ二運御渡以阜縣屋坪内定年第一部文書課明治十九年八月五日坪内定年以阜縣屋ノ命入但下等日給之与不明十九年八月六日以阜縣

一 郡十月十八日內藤久隆兼二司鑑札返納笠松郡從所江坪内高國侍奉

一 郡十月十七日濃別厚身村藏前村兵神手力雄大明神祭禮是日今日二階二而花火見物ノ儀御相補助大門西ノ寄加剛字屋後軒等々外夜四ツ項講答ノ儀也

一 郡十月廿一日晴日曜甲子滿、日坪内定年藏前村ヨリ當國字見郡城車統上竹屋町新橋下南側ヲ開所江入山火ハ將住入高國先キ各三畫箭二行ノ觀許此禮夜六ツ半鐘ハ坪内定年妻久女定國繼女元女數無人ヲ車ニテ行高國ハ平崎佳也以録上竹屋町新橋下町今上町町ノ寄二ツノ橋ハ二年前開館程也河原橋下ヲ西へル七間村ノ名也高江國傳ヲハ次ノ時地置ノ内越ノ大井中三階ノ敷ニテ三階並ニ中ノ名也高江國傳ヲハ次ノ時地置ノ内越ノ大井中三階ノ敷ニテ三階並ニ中ノ名也高江國傳ヲハ次ノ時

一 郡十二月十五日金曜日甲辰定大畑坪内定年長女鉏女藝置祝賀後氏神格葉神社江祭詣祖母元女敬同道

一 郡十一月十五日朝戶長江居坪内定年並妻久女鶴子定國長女鉏女右四名寄留留屋出入崎阜今家村元上竹屋町新橋下住居家主地主兼其鉏傳職持參郡役所ハ米屋町也御屋以阜縣新寮郡平崎村一番地土族坪内定年英政二年七月生妻内藤云々慶應三年六月生崎男坪内定國昭治十四年六月生長女坪内久和明治十七年六月生右共係本月二日兼阜縣豐見郡今家村上竹町一番地貞綱傳職加家江寄留就候間此鉏及御屆候也明治十九年十二月十日以阜縣新寮郡本崎村一番地住居坪内定

年○印台家主兼地主貞鶴傳職○印厚見郡以阜縣屋町外五十ニヶ村ノ長後藤信明殿

一 郡七月頃相梁郡平崎村本柳字西崎一番地坪内家居宅ヲ當村東郷宇北屋敷三番地杉原菊右工門ハ塔當ニ付劃ニ置遣又又同人ヨリ當村家屋敷二番地岩塚海之助江買受ハ代金否因ニテ也

一 郡十月廿四日 飛騨國於大野郡高山警察署ニ以阜縣巡查本村檢次郎自今月給七圓給與候事明治十九年十一月十九日

一 郡十一月廿五日 飛騨國於大野郡高山警察署ニ巡査本村檢次郎

一 郡十二月十五日 飛騨國於大野郡高山警察署ニ巡査本村檢次郎

次即本年倉列拉島流行之節務務方格別勉勵ニ付金七圓賞與

俟奉明治十九年十二月廿五日以阜縣

一 郡十二月廿八日 今日御用仕舞亭見郡今家村以阜縣於御役所三大書記官白洲退藏殿御書付御渡ニ威禮詠ハ坪内定年以阜縣屋ノ命入但月俸六圓給與大明治十九年十二月十八日以阜縣以阜縣屋坪内定年第一部文書課常務掛明治十九年十二月廿八日

月廿八日

一 郡十二月十日 坪内定年以阜縣江出頭

一 郡十二月廿一日 延齡會ニテ不出也

一 郡十二月廿一日 延齡會ニテ不出也

一 郡十二月廿一日 延齡會ニテ不出也

各目ニ而御札ナシ

一 郡十二月廿三日 今日始テ試ニ二大畑ヨリ兼車取車並通行スルハ字八字中夏中ニ急夜分ニ木善崎尾地ハ川中築道善橋城月頃ヲ著請サテ大畑ヨリ團尾列ハ昨十八年八月十日由城中ニ堤造ノ中柱 存立ノ内 幸水中ニ在リ戸ノ積リ之

一心〇佛數十何ニテ毛認レヨビ覺ニ神養也当年五歲也
 我人日何ニ成ルハ古言異ニ教所ニ成リテ世ヲ治メルト云應各
 皆知此トテ其意ヲ述ス其意ハ人ニ向テ下模ニニ依リテ云
 服ニテ六件也
 一〇和月二日羽家郡大曾川ノ鐵道開業也此ノ時ハ在
 一〇本縣兵兵運送鐵道建設出立也
 一〇三月初三日坪内昌泰漢列安八郡大垣カンゴノ門番兼帶
 病人今抱從被 仰付候
 一〇新五月十八日頃尾列名古屋於ニ見世物十二款五ヶ月
 解治八二廿二月頃出生加利 郡 仰 先行 結上
 女羅峰ナリ身丈々八尺五寸曲尺ニ先 結上
 一〇四月初二日頃江列 郡 計リ海
 一〇五月初七日頃登後八ノ時還則ト頃二時頃鈴木 姓女
 明治三庚午年 出生ノノ十八歳飛列大野郡高山ヨリ
 人方東ニテ来ル鐵道津波列等見野上如ナリ村住ノ長次郎
 唯通比頃日朝六ノ頃鐵道引合者上合者用出納リ村住ヨリ本郷村
 十五歳頃日朝六ノ頃鐵道高山出立者合者上合者用出納リ手掛
 リ、女也出生者尾列 郡 鐵道新町ニ住ニ氏島 姓鈴木
 本清五郎三女也出立ヨリ津波列本郷山洲登屋十六家朝六ノ
 本三里也四ノ頃六里ノ近ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃
 出来ニテ出立ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃
 一〇六月初七日頃木村鐵道次郎高山
 出立聖村日 飛彈國大野郡莊川村新洲組鐵道莊川派出所江
 著高山ノ行ニ程北ニ當ル高山ヨリ冬農盛ク尺令
 一〇八月初七日頃中刺濱列薩見郡岐阜今泉村鐵
 鐵道丁北側森川重慶美壽女曾病ニテ病死四十九歳
 當家十代目坪内壽山徳緒嚴原定興、三女也母者森原當平嶋
 村大字京師小字北屋敷平氏豐田忠左衛門始女仲々桂野

森川氏 郡 重慶 母者 森列 郡 衆郡
 三 翌日 朔八日 父也
 一〇時申ノ中刻 出程 其 外邊ノ 衆凡 三十名 程送
 早小能村小能町一向原本願寺派澤去寺邊 全山邊坊諸彌
 切リ 二埋 葬石 牌南 向 式ノ 直 東 二 向 孫女 寺 修 德 院 妙
 高

一〇七月初二日 一〇日 後六ツ年 還歸 奉出 奉不 翌日 早朝 上加 納村ヨリ
 蒸氣車ニテ名古屋へ行ク本村鐵道(即ヨリ) 回運 入コト申
 内急申書メ居リ二十ノ數ヲ申申 候 故 是 行ノ 美 美 方
 實入ニ申書メ居リ二十ノ數ヲ申申 候 故 是 行ノ 美 美 方
 一〇八月廿五日當國原見郡本嶋村字八ノ銀北ノ神八銀大明神拜殿
 當年善請出来右ニ付遍天并七名ニ画カク坪内高圓其内之
 查人も急檢檢壹枚ヲ画カク請札金五拾數ヲ受クル間村平氏
 農本ガ慶助世話方也 儀酒 儀 同ニ去明治十丁丑年加
 明頃当國羽栗郡野字 地所 敬神 神 拜殿 函天
 井賣敷凡九拾六枚粉色ニ画花鳥人物也坪内高圓壹人ニテ画
 カク長 助左工門ヨリ類ニ也寫繪種ト金貳圓 外ニ
 酒持貳斗ヲ受クハ
 一〇六月初三日 湖 相 事 不 相 成 由 此 年 加 納 鐵 道 市 中
 十枚銀性儀ノ由家ニ及 又 惡 者 以 下 之 子 供 獨 リ 性 也 不 相 成 守
 ニテ不相成由罰金也 又 惡 者 以 下 之 子 供 獨 リ 性 也 不 相 成 守
 リ 附 置 ヲ 見 毛 規 則 二 皆 淺 ハ 罰 金 也 儀 市 中
 一〇六月初五日頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃
 一〇六月初五日頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃
 一〇七月初七日頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃
 一〇七月初七日頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃三ノ頃

